

ることが出来なくなるから、茲に何か特則を設けて採掘権の取消又は廢業の場合に於ける抵當権者の利益を保護する必要がある。鑛業法も採掘権の取消又は廢止の場合に於て抵當権者の保護に付特別の規定を設けた(鑛業法第四三條)。

(二) 採掘権取消の場合

(イ) 採掘権取消の原因。採掘権は行政處分に依て設定せられる権利であるから、次の如き場合には行政處分に依て取消される。

- (1) 鑛業が公益を害するものと認められた場合(鑛業法第三九條)。
 - (2) 錯誤に因り鑛業を許可したことを發見した場合(鑛業法第三八條)。
 - (3) 事業の不着手又は休業の場合(鑛業法第四〇條)。
 - (4) 鑛業税滞納の場合(鑛業法第四一條)。
 - (5) 施業案に依らずして採掘を爲した場合(鑛業法第四〇條)。
 - (6) 鑛區訂正の命令を執行しない場合(鑛業法第三七條)。
- (1)乃至(4)は試掘権及採掘権に共通の取消原因であり、(5)及(6)は採掘権にのみの取消原因である。採掘権が斯くの如く取消された場合には、抵當権者は、直ちに抵

當権の實行を爲すことが出来る(鑛業抵當法第四條第二項、鑛業法第四二條第二項本文参照)。

(ロ) 抵當権實行の條件 採掘権が取消された場合に於て鑛業財團の抵當権者が抵當権を實行するには次の二つの條件を必要とする。

- (1) 採掘権取消の通知。採掘権は取消に因つて消滅するから鑛業法及鑛業登録令に依て之を登録しなければならぬ。而して凡て採掘権取消の登録があつたときは、鑛山監督署長は直に其の旨を抵當権者に通知するを要する(鑛業抵當法第四條第一項、鑛業法第四二條第一項参照)。

- (2) 抵當権實行手續の期間 抵當権者は採掘権取消登録の通知を受けた日から六ヶ月内に抵當権實行の手續を開始するを要する(鑛業抵當法第四條第二項参照)。鑛業法は採掘権の抵當権の場合に於て抵當権者が採掘権の取消に因り其の競賣請求を爲すべき期間を三十日内と定めた。然るに鑛業抵當法が抵當権實行の手續開始の期間を六ヶ月とした譯は抵當権の目的たる鑛業財團の競賣申請は採掘権の競賣の如く簡單に之を爲し難いからである。

(ハ) 採掘權の存續 既に述べた通り採掘權は其の取消と共に消滅するから之に付抵當權を實行することは理論上有り得べからざる筈である。而も尙之れに抵當權を實行せしめるとすれば、少くとも其の範圍内に於て採掘權は消滅しないものと爲さねばならぬ。是に於て鑛業抵當法は右六ヶ月内又は抵當權の實行が終了するまで採掘權は抵當權實行の範圍に於て仍存續すると看做すことと定めた(鑛業抵當法第四條第四項)。六ヶ月内又は抵當權の實行が終了するまでと謂ふは六ヶ月内に於ては抵當權者が何時抵當權實行の手續を開始しても差支ないものであり、且又其の期間内に抵當權實行の手續を開始したときは實行手續完了の日までは等しく採掘權の存續を許す必要があるからである。但し採掘權の存續は抵當權實行の目的の範圍に於てであるから、採掘事業の如きは之を爲すを許さぬけれども、採掘權の價値を維持するに必要なる保存方法は固より之を講じ得る。

尤も右述(イ)(1)及(2)の場合に於ては抵當權者は採掘權に對して抵當權を實行することを許さるべきものでないから採掘權は取消に因り根本的に

消滅する(鑛業抵當法第四條第六項、鑛業法第四條第二項但書參照)。從て此の場合に於ては採掘權以外の財團組成物件に付抵當權を實行すことを得るに止まる。

(ニ) 抵當權實行の結果 抵當權の實行に依り鑛業財團が競落せられた場合に於ては、其の競落人又は競落人に依て設立せられた法人は採掘權取消の時に遡つて採掘權を譲受けた者と看做される(鑛業抵當法第四條第五項、鑛業法第四條第二項第五項參照)。之は一の便法に過ぎぬ。但し右述(イ)(1)及(2)の場合に於ては此の限りでない(鑛業抵當法第四條第六項)。

(三) 採掘權者が廢業したる場合 採掘權者の廢業とは其の權利を拋棄することである。採掘權者が其の權利を放棄した場合に於ては、採掘權は是亦消滅する(鑛業法第一九條、鑛業法第四三條)。採掘權者が廢業するには種々の場合があらうけれども、其の何れを問はず、矢張採掘權取消の場合と同様に、抵當權者を保護する必要があるので、鑛業抵當法は採掘權取消の場合の規定を準用することとした(鑛業抵當法第五條)。之は鑛業法に於ても同じ(鑛業法第四三條參照)。(註四)

註四 漁業財團抵當法は矢張鑛業抵當法第四條と同趣意の規定を有する(漁業財團抵當法第四

條第五條。

第三

鑛業財團競落人に依る法人の設立 鑛業財團を競賣に附した場合に於て、鑛業財團を競落し其の鑛業を目的として法人を設立したいと思ふ者も屢々出て來る。實際鑛業法に依り採鑛權を抵當權の目的とした場合と異り、鑛業財團は普通大規模の鑛業施設を構成する多數の財産の集團であつて、個人が之を競落することは仲々困難であるから、鑛業抵當法は斯る場合に付、競賣に附せられた鑛業を目的として法人を設立せむとする者に、相當の保護を與へる爲め次の如き特則を設けた。

鑛業法第四十二條第五項は單に「競買人」と謂ふに止まるも、鑛業抵當法第四條第五項は競落人のみならず「競落人に依りて設立せられたる法人」を豫想する。

(イ) 競賣に加入と法人設立の申出 競賣に附せられた鑛業を目的として、帝國法律に従ひ法人を設立せむとする者が相集つて競賣に加入する場合には、競買の申出と同時に、法人設立の旨を執行裁判所に申出づることを要する(鑛業抵當法)

法第六條。此の場合に於て競賣加入者の競買申込に對する責任は連帶である

(六條第二項)。

(ロ) 法人設立の届出 鑛業財團が競賣加入者に競落した場合に於ては競落を許す決定が確定した日から三箇月内に法人を設立し、其の旨を執行裁判所に届出づることを要する(鑛業抵當法第七條)。法人の設立に付ては一般法に依據すべきこと申す迄もない。

(ハ) 競落代金の拂込 競落代金は競落を許す決定が確定するも、法人が設立せられる迄は直に之を支拂ふことが出來ないから、鑛業抵當法は法人設立の日から一週間内に競落代金を執行裁判所に支拂へば足ることとした(鑛業抵當法第八條)。但し其の競落人が同時に債權者である場合には其の受取るべき金額を以て競落代金の支拂に充當することを許される。若も其の競落代金中から受取るべき金額を控除し、其の殘額あるときは之のみを支拂へば足る(同條)。斯くの如くして右述競落人が競落代金を支拂つたときは競賣に附せられた鑛業財團の所有權は、初めて競落人に依て設立せられた法人に移

轉する(鑛業抵當法第九條、
競賣法第二條參照)。

(三) 再競賣 次の場合に於ては執行裁判所は職權を以て鑛業財團の再競賣を命ずることを要する(鑛業抵當法第一〇條第一項)。

(1) 競落を許す決定が確定した日から三箇月内に法人設立の届出を爲さざる場合

(2) 法人設立の日から一週間内に競落代金を支拂はざる場合

右に述べた再競賣に付ては民事訴訟法第六百八十八條強制執行の場合に於ける再競賣に關する規定が準用せられる(鑛業抵當法第一〇條第二項)。(註五)

註五 鑛業抵當法第六條乃至第十條と同趣意の規定は工場抵當法にも必要であると思ふ。適當の機會に加へて欲しい。鐵道抵當法には之と同趣意の規定がある(鐵道抵當法第六六條、第六八條第三項第二號、第七四條、第七七條等)。

餘 篇

第一章 軌道抵當

第一

軌道及軌道會社 軌道も鐵道と同様に一般交通の便に供する特別の道路であるけれども、我國に於ては軌道は鐵道と區別せられ、軌道法と稱する別個の法律に依て支配せられる。鐵道は已むを得ぬ事由に因り主務大臣の許可を受けた場合以外には道路に敷設することが出来なかつたに反し(地方鐵道法第四條)、軌道は特別の場合を除くの外之を道路に敷設しなければならぬものであつて(軌道法第二條)、此の點が軌道と鐵道とを區別する重要な點であると思ふ。

軌道會社の株金の第一回拂込金額が其の十分の一迄下り得ること及株金全額拂込前と雖も主務大臣の認可を受け線路の延長又は改良の費用に充てる爲に其の資本を増加し得ることは、地方鐵道會社と同様である(軌道法第二十一條)。又總株金の四分の一以上の拂込がなければ社債を募集することが出来ず、且つ社債の總額は借換

の場合以外には、軌道ノ抵當ニ關スル件に依る債務の額と併せて總株金拂込額を超過することを得ない(軌道法第二十六條、地方鐵道法第七條第二項及第三項參照)。此の點に付ても既述地方鐵道會社の場合と同様である。たゞ地方鐵道會社が社債を募集するには監督官廳の認可を必要とするけれども(地方鐵道法第七條第一項)軌道會社に在ては之は必要でない。此の點は兩者相異なる。

第二

軌道財團 軌道會社が其の軌道を抵當として社債を起すには、軌道ノ抵當ニ關スル件と謂ふ法律に依らねばならぬ。即ち同法律に依り軌道財團を設け之に抵當權を設定して社債の擔保とする。軌道財團は次に列擧するものであつて、軌道財團の所有者に屬するものを以て組成する(軌道ノ抵當ニ關スル件第二條)。

(1) 軌道線路其の他の軌道用地及其の上存する工作物並に之に屬する器具機械

(2) 工場、倉庫、厩舎、發電所、變壓所、配電所、事務所、舍宅其の他工事又は運輸に要す

る建物及其の敷地並に之に屬する器具機械

(3) 用水に關する工作物及其の敷地並に之に屬する器具機械

(4) 軌道用通信、信號又は送電に要する工作物及其の敷地並に之に屬する器具機械

(5) 前四號に掲げた工作物を所有し、又は使用する爲め他人の不動産の上存する地上權、登記したる賃借權及前四號に掲げた土地の爲めに存する地役權

(6) 車輛及馬匹並に之に屬する器具機械

(7) 保線其の他の修繕に要する材料及器具機械

(8) 軌道營業者が軌道に要する電氣餘力を以て電氣供給の業を營む場合に於ては其の供給の爲に要する(2)乃至(5)及(7)に掲げたもの

右の中(1)乃至(7)は軌道に抵當權を設定すれば當然軌道財團に屬するものであり、(8)はたゞ軌道會社が軌道財團に屬せしめむと欲すれば其の財團に屬せしめ得るものに過ぎない。軌道用地は鐵道用地と同様に特別の意義を有する専門的用語であつて鐵道用地に準じて取扱はれる(軌道法同二十六條、地方鐵道法第十五條參照)。

第三

鐵道抵當法の準用 軌道財團の性質、抵當權の設定、其の目的物の範圍及效力、並に其の登録、其他軌道財團に關しては、軌道抵當ニ關スル件に別段の規定がある場合の外、鐵道抵當法の規定が準用せられる(軌道抵當ニ關スル件第一條)。又軌道財團目錄の如きも軌道抵當取扱規則に別段の定がない場合に限り鐵道財團目錄に準じて作成することを要する(規則第一條)。

第二章 運河抵當

第一

運河及運河會社 運河とは運河法の定める所に依り内務大臣の免許を受け一般運送の用に供する目的を以て運河會社が開設した運河を指す(運河法第一條)。運河會社(株式會社又は株式合資會社)の株式の第一回拂込額は其の十分の一以上であれば足る。

第二

運河財團を組成するもの 運河會社が運河施設を以て運河財團を設け之を抵當として社債を起さむとすれば、運河法の定むる所に依らねばならぬ。運河財團は左に掲げたものであつて、運河財團の所有者に屬するものを以て之を組成する(運河法第一四號)。

- (1) 水路其の他の運河用地及其の上に存する工作物並に之に屬する器具機械
 - (2) 工場、上屋倉庫、事務所、舍宅及其の敷地並に之に屬する器具機械
 - (3) 運河用通信、信號に用する工作物及其の敷地並に之に屬する器具機械
 - (4) 前三號に掲げたる工作物を所有し、又は使用する爲め他人の不動産の上に存する地上權、登記したる賃借權及前三號に掲げたる土地の爲に存する地役權
 - (5) 運河に要する船舶並に之に屬する器具機械
 - (6) 運河の維持修繕に要する材料及器具機械
- 右の中運河用地は特別の意義を有する専門的用語であつて、左記の土地を總稱するものである。但し(3)乃至(5)の土地は運河に沿ふたものに限る(運河法第_{十二條})。
- (1) 水路用地及運河に屬する道路、橋梁、堤防、護岸、物揚場、繫船場の築設に要する土地
 - (2) 運河用通信、信號に要する土地
 - (3) 上屋倉庫の建設に要する土地

- (4) 運河に要する船舶、器具機械を修理製作する工場の建設に要する土地
- (5) 職務上常住を要する運河従事員の舍宅及従事員の駐在所等の建設に要する土地

運河財團も他の財團と同様に右に列擧した物件の全部又は一部を以て之を組織することが出来るのである。

第三

「軌道ノ抵當ニ關スル件」の準用 運河及附屬物件は免許効力が存續する間並に免許の効力が消滅してから一年間は、内務大臣の許可を受けなければ之を擔保に供すること並に讓渡することを得ない(運河法第_{一〇條})。

別に述べた通り運河財團の性質、抵當權の設定及其の登録、其の他運河財團に關しては運河法に別段の規定がない限り明治四十二年法律第二十八號即ち「軌道ノ抵當ニ關スル件」が準用せられ(運河法第_{一三條})、「軌道ノ抵當ニ關スル件」は同法律に別段の規定なき限り鐵道抵當法の準用があるので大體に於て間接乍ら結局運河抵當も

鐵道抵當法に依ることとなる。

第三章 索道及乗合自動車と其の抵當

第一

索道と索道會社 索道事業規則(昭和二年九月號 信省令第三六號)に依ると索道(所謂ケーブル・カー)とは架空した索條(鐵道其他之に類似するものを含む)に搬器を懸吊して運搬を爲す設備を謂ひ(索道事業規則第一條)、人又は人及物の運搬を爲すものと物のみの運搬を爲すものとの二種がある(同規則第二條)。索道事業と稱するのは一般の需用に應じ又は營業として、索道に據り運送を爲す事業であつて(同規則第三條)之を經營せむとする者は一定の手續に依り索道を設備する地の地方長官(東京府に在りては東京府知事及警視總監とす)の許可を受け(同規則第四條)、尙運輸規程を定め地方長官の認可を受けなければならぬ(同規則第三〇條)。經營者は會社の外公團體組合又は個人でも差支ない。

第二

乗合自動車と乗合自動車會社 乗合自動車とは一定の路線に據り自動車を以て運輸を爲すを謂ひ、其の營業にして左記の一に該るものを廳府縣に於て許可せむとする場合は起業の概要を具し豫め逓信大臣に稟伺することを要する(一定の路線に據り自動車を以てする運輸營業を許可せんとす。昭和二年八月逓信省訓令第一號)

- (1) 路線の總哩程二十哩以上のもの
- (2) 府縣廳所在地(近郊地を含む)又は市制施行地(近郊地を含む)相互間を連絡するもの

(3) 東京市、京都市、大阪市、横濱市、神戸市、名古屋市内に於て營業するもの

(4) 鐵道、軌道、其の他一定の路線に據る交通機關との競争線と目すべきもの

又廳府縣が營業の讓渡、相續若は廢止又は路線の新設、廢止若は變更を許可せむとする場合も亦右と同様である(同訓)。

乗合自動車事業は勿論會社の外、公共團、組合又は個人も之を營むことが出来る。

第三

索道又は乗合自動車の抵當に關する特別法が必要なること 索道事業又は乗合自動車事業を經營する者は資金調達のため其施設を抵當とする必要が起り又之を經營する株式會社又は株式合資會社は之を抵當として社債を募集し、其の擔保に事業施設を供することも起つて來る。然るに索道施設を構成する索條、搬器、支柱、動力設備、停留所設備、事務所、従業員宿舍等又乗合自動車施設を構成する自動車、車庫、停留所設備、修繕工場、事務所、従業員宿舍等は其の性質上夫々一體として抵當權の目的と爲すべきものであるから、各種財團抵當法、殊に鐵道抵當法(軌道ノ抵當ニ關スル件及運河法)に類似する特別法の制定を必要とする(現在、索道を路面に設けてをるものは僅かに鐵道抵當として取扱ふことがある)。今日まで未だ斯る特別法の制定を見ぬけれども、索道會社又は乗合自動車會社の社債募集又は借入が頻繁となつて來れば其の必要は目前に差し迫つて來ることと思ふ。

第四章 航空運送と其の抵當

第一

航空運送と航空運送會社 航空運送とは航空機に依り旅客又は貨物(郵便物)の運送を爲すことを謂ひ(航空法第三五條、航空機とは人の搭乗し得る氣球、凧、航空船及飛行機を指す(航空法第一條))。

日本航空機に依り運送業を営まむとすれば行政官廳の許可を要する(航空法第三五條)(日本航空機に付ては航空法第二條に定義を下してをる)。其の許可申請手續は航空法施行規則(昭和二年五月通信省令第一八號)に定むる所がある(同規則第一一六條)。航空運送業者は其の使用航空機及乗員數、營業開始、事業の讓渡、休止若は廢止、重大なる事故があつた場合等には逓信大臣の許可若は認可を受け又は同大臣に届出を爲すことを要する(同施行規則第一一七條)。

航空運送業は無論株式會社又は株式合資會社に於ても之を營むことが出来る(同施行規則第一一六條第二項)。最近設立せられたる日本航空輸送株式會社は其の最初のもので

ある。

第二

航空運送施設の抵當に關する特別法が必要なること 航空運送施設即ち航空路の起點、終點及中間寄航地の各飛行場、事務所、格納庫、航空機、其他諸機械器具は其性質上矢張之を一體として抵當權の目的と爲すべきものであつて之を個々に切離し擔保に供すべきものではない。従て航空運送會社が其の事業施設を抵當として社債(又は借入金)を募集する場合には各種の財團抵當法に該る特別法を必要とする。我國に於ても航空運送業が發達し之を目的とする會社が相次いで起るやうになれば斯る特別法制定の聲が各方面から起つて來るであらう。

第五章 漁業財團抵當

第一

漁業 漁業法に依ると漁業と稱するは營利の目的を以て水産動植物(乳(1)海棲哺乳類(3)軟體動物(4)甲殼動物(5)棘皮動物(6)腔腸動物(7)被囊動物(8)の採捕(捕獲及)又は養殖(水産動物(9)多環動物(10)海藻類及(11)其他原生動物淡水顯花動物等)の採捕(採取)及又は養殖(水産動物の發育)を業とするを謂ふ。

漁業は之を免許漁業、許可漁業及自由漁業に大別することが出来る。免許漁業とは免許に因つて漁業權を附與せられた漁業を謂ひ(漁業法第四條)而して漁業權行使の範圍を漁場と謂ふ、許可漁業とは免許漁業以外の漁業であつて地方長官の許可を受けなければ營むことが出来ないものであり(漁業法施行規則第五十條)、自由漁業とは行政官廳の免許又は地方長官の許可を必要としない全く自由の漁業である。

右に述べた漁業の中許可漁業及自由漁業は暫く措き、免許漁業は更に之を次の四種類に細分することが出来る(漁業法施行規則第十條)。

- (イ) 定置漁業
- (ロ) 區劃漁業
- (ハ) 特別漁業
- (ニ) 専用漁業

右に一寸述べた通り免許漁業は免許に因て漁業權を附與せられるものであつて、其の漁業權行使の範圍を漁場と謂ふ。免許漁業の漁場は左の通りである(漁業法施行規則第十六條)。

- (イ) 定置漁業の漁場——漁具を建設し又は敷設する區域
- (ロ) 區劃漁業の漁場——養殖を爲す區域
- (ハ) 専用漁業の漁場——専用する區域
- (ニ) 特別漁業の漁場

第一種——網場又は捕獲場の區域

第二種——追入場の區域

第三種及第四種——網の使用區域

第五種及第六種——網場の區域

第七種——飼付を爲す區域

第八種——漬場の區域

第九種——築磯の區域

漁場は工場財團に於ける工場鑛業財團に於ける鑛區に相當するものである。従て漁業財團に工場抵當法中工場財團に關する規定を準用するに當つては「工場」なる語には「漁場」なる語を當嵌めて考ふべきである。

第二

漁業權 之は公有水面の一定區域に於て他人を排除して或特定の漁業を爲し得る權利であつて、漁業免許なる行政處分に因り附與せられた財産權である(漁業法第四條乃至第六條)。次に之を分説する。

漁業權は公有水面の一定區域に於て他人を排除して或特定の漁業を爲し得る權利である。此の水面の一定區域を漁場と謂ひ、漁場は漁業權行使の範圍である

ことは既に述べた通りである。漁場となす水面の區域は原則として公有の水面、即ち公共の用に供する水面でなければならぬ(漁業法第二條)。茲に公有の水面と謂ふことは公共の用に供する水面の意味であつて、水面の所有者の公私に付て論ずるものではない。公有の水面に於て各人が勝手に特定の漁業(既述定置漁業、區劃漁業、特別漁業及専用漁業)に従事することは許されぬものであつて、たゞ漁業免許に依つて權利を附與せられた者のみが一定の區域内に於て之を爲し得るものである。漁業權は漁業免許に依て附與せられた財産權である。漁業權は漁業法に基き漁業免許と謂ふ行政官廳の行政處分に因つて設定せられた私權即ち財産權であつて、物權と看做し土地に關する規定が、之に準用せられ(漁業法第七條、漁業法第六條第一項)。尤も之は更新が出来る(同條第二項)。漁業權は質權の目的に供することは出来ない(漁業法第七條、漁業法第二項)。但し單純なる抵當權の目的と爲すことが出来る(漁業法第八條)。

漁業權は物權と看做し、土地に關する規定が準用せられるから、勿論賃貸借の目的となすことが出来る(漁業法第七條)。申す迄もなく漁業權の貸付は漁業權を讓渡移

轉するものでなくては、賃借人をして漁業權全部の行使を爲さしめるものに過ぎない。漁業權の設定、移轉、變更、喪失、並に漁業權を目的とする抵當權及賃借權の設定、消滅等に付ては一定の手續を以て免許漁業原簿に登録しなければならぬ。免許漁業を分つて定置漁業、區劃漁業、専用漁業及特別漁業の四種類となすことが出來た通り、漁業權も亦從て次の四種類に分ち得る。

- (イ) 定置漁業權
- (ロ) 區劃漁業權
- (ハ) 専用漁業權
- (ニ) 特別漁業權

第三

漁業財團 漁業財團とは抵當權の目的と爲す爲に漁業權者、其の他が其の漁業權其の他の財産を以て設定したものである(漁業財團抵當法第一條第二條)。漁業財團抵當法は漁業財團に付ては同法に別段の定があるもの及罰則を除く外工場抵當法中工場財

團に關する規定を準用した(漁業財團抵當法第六條本文)。從て工場財團に付て既に述べた通り漁業財團は工場財團及鑛業財團と同様に一箇の不動産と看做され(工場抵當法第十四條第一項)矢張其の性質の許す限り民法、不動産登記法其の他不動産に關する一般法規が當然適用せられることとなる。又漁業財團は抵當權者の同意を得て之を賃貸する場合の外之を所有權及抵當權以外の權利の目的とすることは出來ない(工場抵當法第十四條)。尙又漁業財團に屬するものは抵當權者の同意を得て之を賃貸する場合の外之を讓渡し所有權以外の權利、差押假差押、若くは假處分の目的と爲すことは出來ない(工場抵當法第十條第一項)。此等の特質に付ては既に工場財團に付て説明して置いたから(第三章第一項)此處では更に説明を繰返すことを避けたい。

第四

漁業財團を組成するもの 漁業財團を設定し得る者は次に列舉する者に限る(漁業財團抵當法第一條)。

- (イ) 漁業權を有する者

- (ロ) 漁業權の登録した賃借權を有する者
- (ハ) 漁業の用に供する登記した船舶を有する者
- (ニ) 水産物の養殖場を有する者

漁業財團を設定すべき者が、漁業權者であると又は其の他の者であるとを論ぜず、漁業財團は同一人に屬する左記物件の全部又は一部を以て組成することが出来る(漁業財團抵當法第二條)。

- (1) 漁業權又は其の登録した賃借權
- (2) 船舶並に其の屬具及附屬設備
- (3) 土地及工作物
- (4) 地上權及土地若くは水面の使用又は引水若くは排水に關する權利
- (5) 漁具及副漁具
- (6) 機械、器具其の他の附屬物
- (7) 物の賃借權
- (8) 工業所有權

右に述べた權利の中其の移轉に付行政官廳の許可又は認可を要するもの(例へば漁業權)に付ては其の許可又は認可を得て置かなければ之を漁業財團に屬せしめることが出来ない(漁業財團抵當法第二條第二項前段)。蓋し申す迄もなく漁業財團は之を抵當權の目的となす爲に設定せられるものであつて(漁業財團抵當法第一條)、抵當權實行の結果は權利の移轉を生ずるからである。又賃借權、漁業權の登録した賃借權、物の賃借權に付ては貸貸人の承諾を得なければ之を漁業財團に屬せしめることは出来ぬ(漁業財團抵當法第二條)。之は工場抵當法第十一條第四號、鑛業抵當法第二條第四號と同じ趣意の規定である。

漁業財團も右に列擧したもの、全部又は一部を以て組成することが出来るのであつて設定に當り其の範圍を適宜に定めることは設定者の自由であるが、然し乍ら既に緒論に於て説明した通り、漁業施設の組織及運轉を不充分ならしめるやうな不完全な財團を組成することは避けなければならぬ。不完全な財團は其の價値を害ひ之を處分する場合に非常に困る。

漁業財團も工場財團、鑛業財團其の他と同様に之を組成する物件は一定不動の

ものではない。漁業施設の維持、擴張又は縮少其の他の事由に伴ひ、組成物件の分離、滅失追加變更等絶えず移動を生ずるのが普通である。此等の場合に於ては工場財團に付て述べたと同様な手續を以て財團目録の變更を完了して置かねばならぬ(漁業財團抵當法第六條)。

第五

漁業財團の設定及消滅 漁業財團も工場財團及鑛業財團と同様に管轄登記所の漁業財團登記簿に所有權保存の登記を爲すに因て設定せられる(漁業財團抵當法第六條、工場抵當法第九條)。漁業財團に關する管轄登記所は工場抵當法第十七條の規定の準用に依て決る。尤も漁業財團に屬すべき漁業權又は其の登録した賃借權は其の漁場に最も近い沿岸の屬する市町村又は之に相當する行政區劃を以て、漁業の用に供する登記済の船舶は其の船籍港を以て、其の所在地と看做されるから(漁業財團抵當法第九條)。此等のものの所在地が結局數箇の登記所(區裁判所又は其の出張所)の管轄地内に在る場合には矢張直近上級の裁判所に申請して管轄登記所の指定を受けな

ければならぬことになる(不動産登記法第八條第二項參照)。漁業財團所有權保存の登記の申請手續及登記官吏の取扱手續は工場財團に於ける場合と特に異なる所はない。又漁業財團は抵當權の消滅及所有權保存登記の失効に因つて消滅する。此の點に於ても工場財團の消滅と同様である(漁業財團抵當法第三條、工場抵當法第八條、第三條第十條)。

漁業財團目録の記載に付ても特に述べるべきものはない。工場財團目録の記載方法に準じて之を爲せば足る。變更目録に付ても亦同様である(漁業財團抵當法第三條)。

第六

漁業權の抵當及漁業財團の抵當 廣義の漁業抵當は之を二つに分ち得る。即ち其の一は漁業法第八條に依り漁業權を抵當權の目的と爲す場合であり、其の二は右に於て述べた通り漁業財團を抵當權の目的と爲す場合である。漁業法に依る漁業權の抵當と漁業財團の抵當とは之を混同してはならない。漁業法に依り漁業權を抵當權の目的と爲す場合は漁業登録令に依つて抵當權の登録を要し、其の漁場に定着した工作物は漁業權に附加して之と一體を成した物と看做され(漁業

八條)原則として(設定行為に別段の定がある場合並に民法第四百二十四條の規定に依て債權者が債務者の行為を取消し得る場合は此の限りでない)漁業權の抵當權は其の工作物に及ぶものであるけれども(民法第三百七十三條)漁業財團抵當の如く、漁業施設を構成する各種の財産を一團として抵當權の目的に供することは出来ない。従て漁業權の抵當は小中、漁業家に對する金融としては實用があるも、大規模の漁業に對する金融としては其の性質上不適當である。大規模の漁業金融としては漁業財團抵當を採らなければならぬ。此の點は狹義の工場抵當又は採掘權の抵當に於けると全く同様である。漁業財團抵當は既に述べた通り漁業權又は其の登録した賃借權、漁業の用に供する船舶其の他漁業施設を構成する多數の特定財産の集團を抵當權の目的と爲すものであつて、其の登記に付ては其の性質の許す限り工場抵當法、不動産登記法等の適用又は準用が有る。

既に緒論に於て述べた通り漁業財團抵當は極最近に(大正十四年)認められたものであつて、其れが爲に未だ社債の擔保と爲すことを認められてゐない(擔保附社債第四條)。然し乍ら漁業會社が物上擔保附社債の發行を必要とすることも將來屢

屢起つて來ることと思はれるから、成る可く早く社債には漁業財團抵當をも附し得ることを認めて欲し。

第七

工場抵當法の準用 既に述べた通り、漁業財團に付ては漁業財團抵當法に規定したものと並に罰則を除くの外、工場抵當法中工場財團に關する規定が準用せられるから(漁業財團抵當法第六條)漁業財團に對する抵當權の設定、抵當權の目的物の範圍及其の效力並に抵當權の消滅に付ても工場抵當法の規定が準用せられる。此等の點に付ては既に工場財團抵當に付て説明して置いたから、茲には省く。

工場鐵道及鑛業抵當法論終

附
錄

財團抵當法規

第一 工場抵當法 (明治三十八年三月十三日法律第五十四號)

第一條 本法ニ於テ工場ト稱スルハ營業ノ爲物品ノ製造若ハ加工又ハ印刷若ハ撮影ノ目的ニ使用スル場所ヲ謂フ營業ノ爲電氣又ハ瓦斯ノ供給ノ目的ニ使用スル場所ハ之ヲ工場ト看做ス

第二條 工場ノ所有者カ工場ニ屬スル土地ノ上ニ設定シタル抵當權ハ建物ヲ除クノ外其ノ土地ニ附加シテ之ト一體ヲ成シタル物及其ノ土地ニ備附ケタル機械、器具其ノ他工場ノ用ニ供スル物ニ及フ但シ設定行爲ニ別段ノ定アルトキ及民法第四百二十四條ノ規定ニ依リ債權者カ債務者ノ行爲ヲ取消スコトヲ得ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ハ工場ノ所有者カ工場ニ屬スル建物ノ上ニ設定シタル抵當權ニ之ヲ準用ス

第三條 工場ノ所有者カ工場ニ屬スル土地又ハ建物ニ付抵當權設定ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ其ノ土地又ハ建物ニ備附ケタル機械、器具其ノ他工場ノ用ニ供スル物ニシテ前條ノ規定ニ依リ抵當權ノ目的タルモノノ目錄ヲ提出スヘシ

第二十二條第二項、第三十五條及第三十八條乃至第四十二條ノ規定ハ前項ノ目錄ニ之ヲ準用ス

第四條 第二條第一項但書ニ掲ケタル別段ノ定アルトキハ抵當權設定ノ登記ノ申請書ニ之ヲ記載スヘシ

第五條 抵當權ハ第二條ノ規定ニ依リテ其ノ目的タル物カ第三取得者ニ引渡サレタル後ト雖其ノ物ニ付之ヲ行フコ

トヲ得

前項ノ規定ハ民法第九十二條乃至第九十四條ノ適用ヲ妨ケス

第六條 工場ノ所有者カ抵當權者ノ同意ヲ得テ土地又ハ建物ニ附加シテ之ト一體ヲ成シタル物ヲ土地又ハ建物ト分離シタルトキハ抵當權ハ其ノ物ニ付消滅ス

工場ノ所有者カ抵當權者ノ同意ヲ得テ土地又ハ建物ニ備附ケタル機械、器具其ノ他ノ備附ヲ止メタルトキハ抵當權ハ其ノ物ニ付消滅ス

工場ノ所有者カ抵當權者ノ爲差押、假差押又ハ假處分アル前ニ於テ正當ナル事由ニ因リ前二項ノ同意ヲ求メタルトキハ抵當權者ハ其ノ同意ヲ拒ムコトヲ得ス

第七條 抵當權ノ目的タル土地又ハ建物ノ差押、假差押又ハ假處分ハ第二條ノ規定ニ依リテ抵當權ノ目的タル物ニ及フ

第二條ノ規定ニ依リテ抵當權ノ目的タル物ハ土地又ハ建物ト共ニスルニ非サレハ差押、假差押又ハ假處分ノ目的ト爲スコトヲ爲ス

第八條 工場ノ所有者ハ抵當權ノ目的ト爲ス爲一個又ハ數個ノ工場ニ付工場財團ヲ設クルコトヲ得

數個ノ工場カ各別ノ所有者ニ屬スルトキ亦同シ

工場財團ニ屬スルモノハ同時ニ他ノ財團ニ屬スルコトヲ得ス

工場財團ハ抵當權ノ消滅ニ因リテ消滅ス

第九條 工場財團ノ設定ハ工場財團登記簿ニ所有權保存ノ登記ヲ爲スニ依リテ之ヲ爲ス

第十條 工場財團ノ所有權保存ノ登記ハ其ノ登記後二箇月内ニ抵當權設定ノ登記ヲ受ケサルトキハ其ノ效力ヲ失フ

第十一條 工場財團ハ左ニ掲クルモノノ全部又ハ一部ヲ以テ之ヲ組成スルコトヲ得

一 工場ニ屬スル土地及工作物

二 機械、器具、電柱、電線、配置諸管、軌條其ノ他ノ附屬物

三 地上權

四 賃貸人ノ承諾アルトキハ物ノ賃借權

五 工業所有權

第十二條 工場ニ屬スル土地又ハ建物ニシテ未登記ノモノアルトキハ工場財團ヲ設クル前其ノ所有權保存ノ登記ヲ受クヘシ

第十三條 他人ノ權利ノ目的タルモノ又ハ差押、值差押若ハ假處分ノ目的タルモノハ工場財團ニ屬セシムルコトヲ得ス

工場財團ニ屬スルモノハ之ヲ讓渡シ又ハ所有權以外ノ權利、差押、假差押若ハ假處分ノ目的ト爲スコトヲ得ス但シ抵當權者ノ同意ヲ得テ賃貸ヲ爲スハ此ノ限ニ在ラス

第十四條 工場財團ハ之ヲ一箇ノ不動產ト看做ス

工場財團ハ所有權及抵當權以外ノ權利ノ目的タルコトヲ得ス但シ抵當權者ノ同意ヲ得テ之ヲ賃貸スルハ此ノ限ニ在ラス

第十五條 工場ノ所有者カ抵當權者ノ同意ヲ得テ工場財團ニ屬スルモノヲ財團ヨリ分離シタルトキ抵當權ハ其ノモ

ノニ付消滅ス

第六條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十六條 第二條、民法第三百七十一條、第三百八十八條及第三百八十九條ノ規定ハ土地又ハ建物カ抵當權ノ目的

タル工場財團ニ屬スル場合ニ之ヲ準用ス

民法第二百八十一條ノ規定ハ要役地カ抵當權ノ目的タル工場財團ニ屬スル場合ニ之ヲ準用ス

民法第三百九十八條ノ規定ハ地上權カ抵當權ノ目的タル工場財團ニ屬スル場合ニ之ヲ準用ス

第十七條 工場財團ノ登記ニ付テハ工場所在地ノ區裁判所又ハ其ノ出張所ヲ以テ管轄登記所トス

不動産登記法第八條第二項ノ規定ハ工場カ數箇ノ登記所ノ管轄地ニ跨カリ又ハ工場財團ヲ組成スル數箇ノ工場カ

數箇ノ登記所ノ管轄地内ニ在ル場合ニ之ヲ準用ス

第十八條 各登記所ニ工場財團登記簿ヲ備フ

第十九條 工場財團登記簿ハ一箇ノ工場財團ニ付一用紙ヲ備フ

第二十條 工場財團登記簿ハ其ノ一用紙ヲ登記番號欄、表題部甲乙ノ二區ニ分チ表題部ニ表示欄、表示番號欄ヲ設

ケ各區ニ事項欄、順位番號欄ヲ設ケ

登記番號欄ニハ各財團ニ付登記簿ニ始メテ登記ヲ爲シタル順序ヲ記載ス

表示欄ニハ工場財團ノ表示ヲ爲シ及其ノ變更ニ關スル事項ヲ記載シ表示番號欄ニハ表示欄ニ登記事項ヲ記載シタ

ル順序ヲ記載ス

甲區事項欄ニハ所有權ニ關スル事項ヲ記載ス

乙區事項欄ニハ抵當權ニ關スル事項ヲ記載ス

順位番號欄ニハ事項欄ニ登記事項ヲ記載シタル順序ヲ記載ス

第二十一條 登記ノ申請書ニハ不動産登記法第三十六條第三號乃至第八號ニ掲ケタル事項ノ外左ノ事項ヲ記載スヘ

シ

一 工場ノ名稱及位置

二 主タル營業所

三 營業ノ種類

第二十二條 工場財團ニ付所有權保存ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ不動産登記法第三十五條第一項ニ掲ケタル書

面ノ外工場財團目錄ヲ提出スヘシ

前項ノ目錄ニハ工場財團ヲ組成スルモノノ表示ヲ掲ケ申請人之ニ署名、捺印スヘシ

第二十三條 所有權保存ノ登記ノ申請アリタルトキハ其ノ財團ニ屬スヘキモノニシテ登記アルモノニ付テハ登記官

吏ハ職權ヲ以テ其ノ登記用紙中相當區事項欄ニ工場財團ニ屬スヘキモノトシテ其ノ財團ニ付所有權保存ノ登記ノ

申請アリタル旨、申請書受付ノ年月日及受付番號ヲ記載スヘシ

前項ニ掲ケタルモノカ他ノ登記所ノ管轄ニ屬スルトキハ前項ノ規定ニ依リ記載スヘキ事項ヲ遲滯ナク管轄登記所

ニ通知スヘシ

前項ノ通知ヲ受ケタル登記所ハ第一項ノ手續ヲ爲シ其ノ登記簿ノ謄本ヲ通知ヲ爲シタル登記所ニ送付スヘシ但シ

其ノ謄本ニハ抹消ニ係ル事項ヲ記載スルコトヲ要セス

前三項ノ規定ハ工業所有權カ工場財團ニ屬スヘキ場合ニ之ヲ準用ス但シ通知ハ之ヲ特許局ニ爲スヘシ

第二十四條 前條ノ場合ニ於テ登記官吏ハ官報ヲ以テ工場財團ニ屬スヘキ動産ニ付權利ヲ有スル者又ハ差押、假差押若ハ假處分ノ債權者ハ一定ノ期間内ニ其ノ權利ヲ申出ツヘキ旨ヲ公告スヘシ但シ其ノ期間ハ一箇月以上三箇月以下トス

前項ノ公告ハ所有權保存ノ登記ノ申請カ期間ノ滿了前ニ却下セラレタルトキハ遲滯ナク之ヲ取消スヘシ

第二十五條 前條第一項ノ期間内ニ權利ノ申出ナキトキハ其ノ權利ハ存在セサルモノト看做シ差押、假差押又ハ假處分ハ其ノ效力ヲ失フ但シ所有權保存ノ登記ノ申請カ却下セラレタルトキ又ハ其ノ登記カ效力ヲ失ヒタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十六條 第二十四條第一項ノ期間内ニ權利ノ申出アリタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ所有權保存ノ登記ノ申請人ニ通知スヘシ

第二十七條 所有權保存ノ登記ノ申請ハ不動産登記法第四十九條ニ掲ケタル場合ノ外左ノ場合ニ於テ之ヲ却下スヘシ

- 一 登記簿若ハ其ノ謄本又ハ登録ニ關スル原簿ノ謄本ニ依リ工場財團ニ屬スヘキモノカ他人ノ權利ノ目的タルコト又ハ差押、假差押若ハ假處分ノ目的タルコト明白ナルトキ
- 二 工場財團目錄ニ掲ケタルモノノ表示カ登記簿若ハ其ノ謄本又ハ登録ニ關スル原簿ノ謄本ト抵觸スルトキ
- 三 工場財團ニ屬スヘキ動産ニ付權利ヲ有スル者又ハ差押、假差押若ハ假處分ノ債權者カ其ノ權利ヲ申出テタル場合ニ於テ遲クトモ第二十四條第一項ノ期間滿了後一週間内ニ其ノ申出ノ取消アラサルトキ又ハ其ノ申出ノ

理由ナキコトノ證明アラサルトキ

第二十八條 登記官吏カ所有權保存ノ登記ノ申請ヲ却下シタルトキハ第二十三條第一項ノ規定ニ依リテ爲シタル記載ヲ抹消スヘシ

他ノ登記所又ハ特許局ニ所有權保存ノ登記ノ申請アリタル旨ヲ通知シタル場合ニ於テハ其ノ申請ヲ却下シタル旨ヲ遲滯ナク通知スヘシ

前項ノ通知ヲ受ケタル登記所又ハ特許局ハ第二十三條第三項又ハ第四項ノ規定ニ依リテ爲シタル記載ヲ抹消スヘシ

第二十九條 工場財團ニ屬スヘキモノニシテ登記又ハ登録アルモノハ第二十三條ノ記載アリタル後ハ之ヲ讓渡シ又ハ所有權以外ノ權利ノ目的ト爲スコトヲ得

第三十條 第二十三條ノ記載アリタル後競賣申立ノ登記アリタル場合ニ於テハ所有權保存ノ登記ノ申請カ却下セラレサル間及其ノ登記カ效力ヲ失ハサル間ハ競落ヲ許ス決定ヲ爲スコトヲ得ス

第三十一條 第二十三條ノ記載アリタル後ニ爲シタル差押、假差押若ハ假處分ノ登記又ハ先取特權ノ保存ノ登記ハ抵當權設定ノ登記アリタルトキハ其ノ效力ヲ失フ

第三十二條 前條ノ規定ニ依リ差押、假差押又ハ假處分ノ登記カ其ノ效力ヲ失ヒタルトキハ裁判所ハ利害關係人ノ申立ニ因リ差押、假差押又ハ假處分ノ命令ヲ取消スヘシ

第三十三條 工場財團ニ屬スヘキ動産ハ第二十四條第一項ノ公告アリタル後ハ之ヲ讓渡シ又ハ所有權以外ノ權利ノ目的ト爲スコトヲ得ス

第二十四條第一項ノ公告アリタル後差押アリタルトキハ第三十條ノ規定ヲ準用ス

第二十四條第一項ノ公告アリタル後差押、假差押又ハ假處分アリタル場合ニ於テ抵當權設定ノ登記アリタルトキハ差押、假差押又ハ假處分ハ其ノ效力ヲ失フ

第三十四條 登記官吏カ所有權保存ノ登記ヲ爲シタルトキハ其ノ財團ニ屬シタルモノノ登記用紙中相當區事項欄ニ工場財團ニ屬シタル旨ヲ記載スヘシ

第二十三條第二項乃至第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ登記簿又ハ登録ニ關スル原簿ノ謄本ノ送付ヲ要セス

第三十五條 所有權保存ノ登記アリタルトキハ工場財團目錄ハ之ヲ登記簿ノ一部ト看做シ其ノ記載ハ之ヲ登記ト看做ス

第三十六條 工場財團ノ抵當權設定ノ登記ノ申請ハ不動産登記法第四十九條ニ掲ケタル場合ノ外第十條ノ期間ヲ經過シタル場合ニ於テ之ヲ却下スヘシ

第三十七條 登記官吏カ抵當權設定ノ登記ヲ爲シタルトキハ第三十一條ノ規定ニ依リ效力ヲ失ヒタル登記ヲ抹消スヘシ

第二十三條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ登記簿謄本ノ送付ヲ要セス

第三十八條 工場財團目錄ニ掲ケタル事項ニ變更ヲ生シタルトキハ所有者ハ遲滯ナク工場財團目錄ノ記載ノ變更ノ登記ヲ申請スヘシ

前項ノ登記ノ申請書ニハ抵當權者ノ同意書又ハ之ニ代ルヘキ裁判ノ謄本ヲ添附スヘシ

第三十九條 工場財團ニ屬スルモノニ變更ヲ生シ又ハ新ニ他ノモノヲ財團ニ屬セシメタルニ因リ變更ノ登記ヲ申請スルトキハ變更シタルモノ又ハ新ニ屬シタルモノノ表示ヲ掲ケタル目錄ヲ提出スヘシ

前項ノ規定ニ依リ提出シタル目錄ハ工場財團目錄ニ編綴シ登記官吏其ノ綴目ニ契印スヘシ

第四十條 工場財團ニ屬スルモノニ變更ヲ生シタルニ因リ變更ノ登記ノ申請アリタルトキハ前ノ目錄中其ノモノノ表示ノ側ニ其ノモノニ變更ヲ生シタル旨、申請書受付ノ年月日及受付番號ヲ記載スヘシ

第四十一條 新ニ他ノモノヲ財團ニ屬セシメタルニ因リ變更ノ登記ノ申請アリタルトキハ前ノ目錄ノ末尾ニ新ニ他ノモノヲ財團ニ屬セシメタル旨、申請書受付ノ年月日及受付番號ヲ記載スヘシ

第四十二條 工場財團ニ屬シタルモノカ滅失シ又ハ財團ニ屬セサルニ至リタルニ因リ變更ノ登記ノ申請アリタルトキハ目錄中其ノ登記ノ目的タルモノノ表示ノ側ニ其ノモノカ滅失シ又ハ財團ニ屬セサルニ至リタル旨、申請書受付ノ年月日及受付番號ヲ記載シ其ノモノノ表示ヲ抹消スヘシ

第四十三條 第二十三條乃至第三十四條及第三十七條ノ規定ハ新ニ他ノモノヲ財團ニ屬セシメタルニ因リ變更ノ登記ノ申請アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第四十四條 工場財團ニ屬シタルモノニシテ登記アルモノカ滅失シ又ハ財團ニ屬セサルニ至リタルニ因リ變更ノ登記ノ申請アリタルトキハ其ノモノノ登記用紙中相當區事項欄ニ其ノ旨ヲ記載シ第二十三條及第三十四條ノ記載ヲ抹消スヘシ

前項ニ掲ケタルモノカ他ノ登記所ノ管轄ニ屬スルトキハ其ノモノカ滅失シ又ハ財團ニ屬セサルニ至リタル旨ヲ遲滯ナク管轄登記所ニ通知スヘシ

前項ノ通知ヲ受ケタル登記所ハ第一項ノ手續ヲ爲スヘシ

前三項ノ規定ハ工場財團ニ屬シタル工業所有權カ消滅シ又ハ財團ニ屬セサルニ至リタル場合ニ之ヲ準用ス但シ通知ハ之ヲ特許局ニ爲スヘシ

第四十五條 工場財團ノ差押、假差押又ハ假處分ハ工場所在地ノ區裁判所ノ管轄トス

民事訴訟法第二十六條ノ規定ハ工場カ數箇ノ區裁判所ノ管轄地ニ跨カリ又ハ工場財團ヲ組成スル數箇ノ工場カ數箇ノ區裁判所ノ管轄地内ニ在ル場合ニ之ヲ準用ス

第四十六條 裁判所ハ抵當權者ノ申立ニ因リ工場財團ヲ箇箇ノモノトシテ競賣又ハ入札ニ付スヘキ旨ヲ命スルコトヲ得

第四十七條 民事訴訟法第七百條又ハ競賣法第三十三條ノ規定ニ依リ登記ノ囑託ヲ爲スヘキ場合ニ於テ工場財團ノ抵當權カ競落ニ因リ消滅シタルトキハ裁判所ハ同時ニ工場財團ニ屬シタル土地、建物、船舶又ハ工業所有權ニ付第二十三條及第三十四條ノ記載ノ抹消及競落人ノ取得シタル權利ノ登記又ハ登録ヲ管轄登記所又ハ特許局ニ囑託スヘシ

第四十八條 工場財團登記簿ハ所有權保存ノ登記カ其ノ效力ヲ失ヒタルトキ又ハ抵當權ノ登記カ全部抹消セラレタルトキハ其ノ用紙ヲ閉鎖スヘシ

第四十四條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十九條 工場ノ所有者又ハ法律ニ依リ之ニ代リテ一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有スル者カ讓渡又ハ質入ノ目的ヲ以テ第二條ノ規定ニ依リ抵當權ノ目的タル物ヲ第三者ニ引渡シ又ハ引渡サシメタルトキハ十五日以上二ヶ月以下ノ

重禁錮ニ處ス前項ニ規定シタル行爲ト雖刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ從フ

第五十條 工場ノ所有者カ抵當權ノ目的ト爲シタル物又ハ抵當權ノ目的ト爲シタル工場財團ニ屬スル物ヲ毀損シ又ハ毀損セシメタルトキハ刑法第四百十七條乃至第四百二十三條ノ例ニ照シ各一等ヲ減ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(明治三十八年六月勅令第八十七號ヲ以テ同年七月一日ヨリ施行)

第二 鐵道抵當法 (明治三十八年三月十三日 法律第五十三號)

第一章 總 則

第一條 本法ニ於テ會社ト稱スルハ地方鐵道株式會社ヲ謂フ(大八ノ四法五六)

第二條 會社ハ抵當權ノ目的ト爲ス爲鐵道ノ全部又ハ一部ニ付鐵道財團ヲ設クルコトヲ得

鐵道財團ニ屬スルモノハ同時ニ他ノ鐵道財團ニ屬スルコトヲ得ス

鐵道財團ハ之ヲ一箇ノ物ト看做ス

鐵道財團ハ抵當權ノ消滅ニ因リテ消滅ス

第三條 鐵道財團ハ左ニ掲グルモノニシテ鐵道財團ノ所有者ニ屬スルモノヲ以テ之ヲ組成ス

- 一 鐵道線路、其ノ他ノ鐵道用地及其ノ上ニ存スル工作物並之ニ屬スル器具機械
- 二 工場、倉庫、發電所、變壓所、配電所、事務所、舍宅其ノ他工事又ハ運輸ニ要スル建物及其ノ敷地並之ニ屬スル器具機械(大八ノ四法五六)

- 三 用水ニ關スル工作物及其ノ敷地竝之ニ屬スル器具機械
 - 四 鐵道用通信、信號又ハ送電ニ要スル工作物及其ノ敷地竝之ニ屬スル器具機械
 - 五 前四號ニ掲ケタル工作物ヲ所有シ又ハ使用スル爲他人ノ不動産ノ上ニ存スル地上權、登記シタル貸借權及前四號ニ掲ケタル土地ノ爲ニ存スル地役權
 - 六 車輛及之ニ屬スル器具機械
 - 七 保線其ノ他ノ修繕ニ要スル材料及器具機械
- 會社カ鐵道ニ要スル電氣ノ餘力ヲ以テ電氣供給ノ業ヲ營ム場合ニ於テハ其ノ供給ノ爲要スル第二號乃至第五號及第七號ニ掲ケタルモノニシテ鐵道財團ノ所有者ニ屬スルモノハ之ヲ鐵道財團ニ屬セシムルコトヲ得(大八ノ四法五六)

第四條 鐵道財團ハ所有權及抵當權以外ノ物權又ハ差押、假差押若ハ假處分ノ目的ト爲スコトヲ得ス

鐵道財團ニ屬スルモノハ所有權以外ノ物權又ハ差押、假差押若ハ假處分ノ目的ト爲スコトヲ得ス

鐵道財團ニ屬スヘキモノニシテ所有權以外ノ物權又ハ差押、假差押若ハ假處分ノ目的タルトキ又ハ鐵道財團ニ屬スヘキ不動産ニシテ貸借權ノ目的タルトキハ會社ハ鐵道財團ヲ設クルコトヲ得ス但シ不動産ニ關スル權利ニ付其ノ登記ナキトキハ此ノ限ニ在ラス

第五條 抵當權ノ設定又ハ變更ハ總株金四分ノ一以上ノ拂込アリタル後定款變更ト同一方法ノ決議ヲ經監督官廳ノ認可ヲ受クルニ因リテ其ノ效力ヲ生ス(大八ノ四法五六)

第六條 鐵道財團ヲ抵當ト爲ス債務ノ額ハ社債ノ額ト合セテ總株金拂込額ヲ超ユルコトヲ得ス但シ舊債償還ノ爲ニ

スル場合ニ於テハ舊債務ノ額ハ之ヲ算入セス

第七條 抵當權設定ノ認可ヲ申請スルニハ抵當證書及鐵道財團目錄ヲ差出スヘシ但シ擔保附社債ヲ發行スル場合ニ在リテハ信託證書ヲ以テ抵當證書ニ代フ

抵當證書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 鐵道財團ニ屬スル線路ノ表示
 - 二 抵當權者、債務者及鐵道財團ノ所有者ノ名稱及住所
 - 三 抵當權ノ順位
 - 四 債權額及償還ノ方法並期限
 - 五 利率及利息支拂ノ方法並期限
- 抵當證書又ハ信託證書ニ記載シタル事項ニ變更ヲ生スヘキ契約ハ監督官廳ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス(大八ノ四法五六)

第八條 抵當權ノ設定認可ノ申請アリタルトキハ監督官廳ハ直ニ官報ヲ以テ鐵道財團ニ屬スヘキモノニ關シ第四條第三項ノ權利ヲ有スル者又ハ差押、假差押若ハ假處分ノ債權者ハ一定ノ期間内ニ申出ツヘキ旨ヲ公告スヘシ但シ其ノ期間ハ一箇月ヲ下ルコトヲ得ス(大八ノ四法五六)

監督官廳ハ抵當權ノ設定認可ノ申請前ニ於テモ會社ノ申請ニ因リ豫メ前項ノ公告ヲ爲スコトヲ得

此ノ場合ニ於テ公告後六箇月内ニ抵當權設定認可ノ申請ナキトキハ公告ハ其ノ效力ヲ失フ(大八ノ四法五六)

會社カ前項ノ申請ヲ爲ストキハ鐵道財團目錄ヲ差出スヘシ

第九條 前條第二項ニ依ル公告ヲ爲シタルトキ又ハ抵當權ノ設定認可ノ申請ヲ爲シタルトキハ鐵道財團ニ屬スヘキモノハ之ヲ讓渡スコトヲ得ス

第十條 第八條ノ公告アリタル後ハ同條第二項ニ依ル公告カ效力ヲ失ハサル間、抵當權ノ設定認可ノ申請カ却下セラレサル間及其ノ認可カ效力ヲ失ハサル間ハ鐵道財團ニ屬スヘキ不動産ニ關スル權利ニ付競落ヲ許ス決定ヲ爲スコトヲ得ス

前項ノ規定ハ動産ニ對スル競賣ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十一條 抵當權設定ノ認可アリタルトキハ其ノ鐵道ニ關スルモノニシテ第三條第一項ニ掲ケタルモノハ當然鐵道財團ニ屬ス其ノ抵當權設定後新ニ鐵道財團ノ所有者ニ屬シタルモノ亦同シ(大八ノ四法五六)

前項ノ規定ハ第三條第二項ニ依リテ鐵道財團ニ屬セシメタルモノニ之ヲ準用ス(大八ノ四法五六)

前二項ニ掲ケタルモノニ關シ第四條第三項ノ權利アルトキハ不動産ニ關スルモノノ登記ハ其ノ效力ヲ失ヒ動産ニ關スルモノハ存セサルモノト看做シ差押、假差押若ハ假處分ハ其ノ效力ヲ失フ但シ抵當權設定ノ認可カ效力ヲ失ヒタルトキハ此ノ限ニ在ラス(大八ノ四法五六)

前項ノ場合ニ於テハ第四條第三項ノ權利ヲ有スル者又ハ差押、假差押ハ假處分ノ債權者ハ鐵道財團ノ所有者ニ對シ損害賠償ノ請求ヲ爲スコトヲ得但シ第八條ノ公告アリタルモノニ付期間内ニ申出ヲ爲ササル權利者竝期間經過後ニ於テ登記ノ申請ヲ爲シタル者、動産ニ關シ所有權以外ノ物權ヲ取得シタル者又ハ差押、假差押若ハ假處分ヲ爲シタル者ハ此ノ限ニ在ラス

第十二條 第八條第二項ニ依ル公告カ效力ヲ失ヒタルトキ、抵當權ノ設定カ認可セラレサルトキ又ハ其ノ認可カ効

力ヲ失ヒタルトキハ監督官廳ハ直ニ官報ヲ以テ其ノ旨ヲ公告スヘシ(大八ノ四法五六)

第十三條 抵當權設定ノ認可アリタル後二箇月内ニ其ノ登録ノ申請ナキトキハ認可ハ其ノ效力ヲ失フ

第十四條 抵當權ハ債權成立以前ニ於テモ其ノ效力ヲ生ス

第十五條 抵當權ノ得喪若ハ變更又ハ鐵道財團ノ所有權ノ移轉ハ登録ヲ爲スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第十六條 數個ノ債權ヲ擔保スル爲同一ノ鐵道財團ニ付抵當權ヲ設定シタルトキハ其ノ抵當權ノ順位ハ登録ノ前後ニ依ル

第十七條 抵當權者ハ鐵道財團ニ付他ノ債權者ニ先チテ自己ノ債權ノ辨濟ヲ受クルコトヲ得

第十八條 抵當權者ハ債權ノ全部ノ辨濟ヲ受クル迄ハ鐵道財團ノ全部ニ付其ノ權利ヲ行フコトヲ得

第十九條 抵當權ハ鐵道財團又ハ之ニ屬スルモノノ讓渡、貸付、滅失又ハ毀損ニ因リテ會社カ受クヘキ金錢其ノ他ノ物ニ對シテモ之ヲ行フコトヲ得但シ抵當權者ハ其ノ拂渡又ハ引渡前ニ差押ヲ爲スコトヲ要ス

第二十條 會社カ鐵道財團ヲ讓渡シ、貸付シ若ハ抵當ト爲シ、鐵道財團ニ關スル營業ノ管理委託ヲ爲シ、其ノ線路ヲ變更シ又ハ其ノ線路ノ全部若ハ一部ニ付營業ヲ休止セムトスルトキ又ハ鐵道財團ニ屬スルモノヲ處分セムトスルトキハ抵當權者ニ對シ異議アラハ一定ノ期間内ニ之ヲ述フヘキ旨ヲ催告スヘシ但シ其ノ期間ハ二箇月ヲ下ルコトヲ得ス

抵當權者カ前項ノ期間内ニ異議ヲ述ヘタルトキハ會社ハ監督官廳ノ裁定ヲ求ムヘシ此ノ裁定ハ終局トス(大八ノ四法五六)

抵當權者カ外國ニ住所ヲ有スル場合ニ於テハ第一項ノ期間ハ四箇月ヲ下ルコトヲ得ス

本條ノ規定ハ抵當權者カ豫メ同意ヲ與ヘタル場合ニハ之ヲ適用セス

第二十一條 會社カ鐵道財團ニ關スル工事方法ノ變更ニ付認可ヲ申請シタル場合ニ於テ其ノ變更カ鐵道財團ノ價格ヲ著シク減スヘキ虞アリト認ムルトキハ監督官廳ハ會社ヲシテ抵當權者ニ對シ異議アラハ之ヲ述フヘキ旨ヲ催告セシムヘシ(大八ノ四法五六)

前條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十二條 免許ノ失效又ハ取消ノ場合ニ於テハ抵當權者ハ其ノ權利ヲ實行スルコトヲ得

前項ニ依リ抵當權ヲ實行セムトスルトキハ抵當權者ハ免許ノ失效又ハ取消ノ日ヨリ六箇月内ニ其ノ手續ヲ爲スヘシ

免許ハ前項ノ期間及抵當權實行ノ終了ニ至ル迄仍存續スルモノト看做ス

第二十三條 債權者カ同一ノ債權ノ擔保トシテ數箇ノ鐵道財團ノ上ニ抵當權ヲ有スル場合ニ於テ同時ニ其ノ代價ヲ

配當スヘキトキハ其ノ各鐵道財團ノ價額ニ準シテ其ノ債權ノ負擔ヲ分ツ

或鐵道財團ノ代價ノミヲ配當スヘキトキハ抵當權者ハ其ノ代價ニ付債權ノ全部ノ辨濟ヲ受クルコトヲ得此ノ場合

ニ於テハ次ノ順位ニ在ル抵當權者ハ前項ノ規定ニ從ヒ右ノ抵當權者カ他ノ鐵道財團ニ付辨濟ヲ受クヘキ金額ニ滿ツル迄之ニ代位シテ抵當權ヲ行フコトヲ得

第二十四條 前條ノ規定ニ從ヒ代位ニ因リテ抵當權ヲ行フ者ハ其ノ抵當權ノ登録ニ其ノ代位ヲ附記スルコトヲ得

第二十五條 抵當權者ハ鐵道財團ノ代價ヲ以テ辨濟ヲ受ケサル債權ノ部分ニ付テノミ他ノ財産ヲ以テ辨濟ヲ受クル

コトヲ得

前項ノ規定ハ鐵道財團ノ代價ニ先チテ他ノ財産ノ代價ヲ配當スヘキ場合ニハ之ヲ適用セス但シ他ノ債權者ハ抵當權者ヲシテ前項ノ規定ニ從ヒ辨濟ヲ受ケシムルカ爲之ニ配當スヘキ金額ノ供託ヲ請求スルコトヲ得

第二十六條 政府カ鐵道及附屬物件ヲ買上ケタル場合ニ於テ抵當權設定後二十箇年又ハ据置年限ヲ經過シタルトキハ抵當附債務ヲ辨濟スルコトヲ得但シ少クトモ一箇年前ニ豫告スヘシ

第二十六條ノ二 株式會社ニ非サル地方鐵道業者ノ鐵道ノ抵當ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル(大八ノ四法五六)

第二章 登録

第二十七條 鐵道財團ニ關スル登録ヲ爲ス爲監督官廳ニ鐵道抵當原簿ヲ備フ(大八ノ四法五六)

鐵道抵當原簿ハ一箇ノ鐵道財團ニ付一用紙ヲ設ク

第二十八條 登録ハ本法ニ別段ノ定メアル場合ヲ除クノ外當事者ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

第二十九條 抵當權設定ノ登録申請書ニハ左ノ書面ヲ添附スヘシ

一 抵當權ノ設定ニ關スル證書

二 鐵道財團目錄

當事者ハ抵當權設定認可ノ申請書ニ添附シタル鐵道財團目錄ヲ前項第二號ノ書面トシテ引用スルコトヲ得

第一項第二號ノ書面ハ第二以下ノ順位ノ抵當權設定ノ登録申請者ニハ之ヲ添附スルコトヲ要セス

第三十條 抵當權設定ノ登録ハ鐵道抵當原簿ニ左ノ事項ヲ記載スルニ依リテ之ヲ爲ス

一 第七條第二項第一號乃至第五號ニ掲ケタル事項

- 二 免許ニ附シタル條件
- 三 抵當權ヲ設定シタルコト
- 四 抵當權設定認可ノ年月日
- 五 登録ノ年月日

第七條第二項第一號及前項第二號ニ掲ケタル事項ハ第二以下ノ順位ノ抵當權ニ付テハ之ヲ登録スルコトヲ要セス
第三十一條 登録シタル事項ニ變更ヲ生シ又ハ其ノ事項消滅シタルトキハ當事者ハ遲滯ナク變更又ハ消滅ノ登録ヲ申請スヘシ

前項ノ申請書ニハ變更又ハ消滅ノ事由ヲ記載シ之ヲ證スル書面ヲ添附スヘシ
變更又ハ消滅カ監督官廳ノ命令又ハ認可ニ因リテ生シタル場合ニ於テハ前項ノ證明書ハ之ヲ添附スルコトヲ要セス(大八ノ四法五六)

第三十二條 同一ノ債權ノ擔保トシテ數箇ノ鐵道財團ノ上ニ抵當權ヲ設定シタル場合ニ於テハ其ノ各鐵道財團ノ用紙ニ他ノ鐵道財團ヲ表示シ之ト共ニ抵當權ノ目的タル旨ヲ記載スヘシ

他ノ鐵道財團ニ關スル變更又ハ消滅ノ登録カ前項ノ記載ヲ變更スルコトヲ要スルニ至リタルトキハ其ノ記載ニ變更ヲ附記シ他ノ鐵道財團ニ關スル消滅ノ登録カ前項ノ記載ヲ要セサルニ至リタルトキハ其ノ記載ヲ抹消スヘシ

第三十三條 鐵道抵當原簿ニ抵當權ノ設定ヲ登録シタルトキハ鐵道財團目錄ニ爲シタル記載ハ登録ト同一ノ效力ヲ生ス

第三十四條 鐵道財團目錄ニ記載シタル事項ニ變更ヲ生シ又ハ其ノ事項消滅シタルトキハ會社ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ

届出ヘシ

前項ノ届書ハ鐵道財團目錄ニ編綴スルニ依リテ前條ノ效力ヲ生ス

第三十五條 一用紙ノ抵當權ノ登録カ全部抹消セラレタルトキハ監督官廳ハ其ノ用紙ヲ閉鎖スヘシ

第三十六條 左ノ場合ニ於テハ監督官廳ハ直ニ其ノ旨ヲ管轄登記所ニ通知スヘシ但シ第二號ノ場合ニ於テハ新ナル管轄登記所ニノミ通知スヘシ

- 一 第一順位ノ抵當權ノ設定ヲ登録シタルトキ
- 二 不動産ニ關スル權利カ新ニ鐵道財團ニ屬シタルトキ
- 三 鐵道財團ノ用紙ヲ閉鎖シタルトキ

前項第一項又ハ第三號ノ場合ニ於テハ監督官廳ハ直ニ官報ヲ以テ其ノ旨ヲ公告スヘシ(大八ノ四法五六)

第三十七條 登記官吏カ前條第一號又ハ第二號ノ通知ヲ受ケタルトキハ第三號ノ通知ヲ受クル迄ハ鐵道財團ノ所有者ニ屬スルモノニ付所有權以外ノ物權、賃借權又ハ差押、假差押若ハ假處分ノ登記ヲ爲スコトヲ得ス但シ所有權以外ノ物權、賃借權又ハ差押、假差押若ハ假處分ノ目的タルモノカ監督官廳ノ證明書ニ依リ鐵道財團ニ屬セサルコト明白ナルトキハ此ノ限ニ在ラス(大八ノ四法五六)

第三十八條 何人ト雖鐵道抵當原簿及鐵道財團目錄ノ閱覽ヲ請求シ又ハ手数料ヲ納付シテ鐵道抵當原簿ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

手数料ノ外郵送料ヲ納付シテ鐵道抵當原簿ノ謄本若クハ抄本ノ送付ヲ請求スルコトヲ得

第三十九條 鐵道抵當原簿ノ調製、鐵道財團目錄ノ様式其ノ他登録ニ關スル細則ハ主務大臣之ヲ定ム

第三章 強制競賣及強制管理

第四十條 鐵道財團ニ對スル抵當權ノ強制執行ハ強制競賣又ハ強制管理ニ依リテ之ヲ爲ス

抵當權者ハ自己ノ選擇ニ依リ前項ニ掲ケタル二箇ノ方法ヲ以テ又ハ二箇ノ方法ヲ併セテ強制執行ヲ爲スコトヲ得

第四十一條 抵當證書又ハ信託證書及ビ之ニ記載シタル事項ヲ變更スル契約證書ハ強制執行ニ關シテハ公證人ノ作

成シタル債務名義ト看做ス但シ其ノ執行力アル正本ハ監督官廳ノ官吏之ヲ付與ス

第四十二條 強制執行ハ鐵道財團ノ所有者タル會社ノ本店所在地ヲ管轄スル區裁判所ノ管轄ニ專屬ス

第四十三條 強制競賣ノ申立ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

申立書ニハ左ノ事項ヲ記載シ申立人又ハ其ノ代理人之ニ署名捺印スヘシ

一 債務者タル會社及鐵道財團ノ所有者タル會社ノ商號及其ノ本店ノ所在地

二 競賣ニ付スヘキ鐵道財團ノ表示

三 競賣ノ原因タル事由

四 年月日

五 裁判所

申立書ニハ執行力アル正本ノ外鐵道抵當原簿ノ謄本ヲ添附スヘシ但シ強制管理ノ開始アリタル場合ニ於テハ鐵道

抵當原簿ノ謄本ヲ送附スルコトヲ要セス

第四十四條 強制競賣ノ申立ハ競落期日迄ハ競買人ノ同意アル場合ニ限り之ヲ取下クルコトヲ得

第四十五條 競賣手續ノ開始ハ決定ヲ以テ之ヲ爲ス

開始決定ニハ申立人ノ名稱、住所及第四十三條第二項第一號乃至第四號ニ掲ケタル事項ヲ記載シ決定ヲ爲シタル
判事之ニ署名捺印スヘシ

第四十六條 裁判所カ競賣手續開始ノ決定ヲ爲シタルトキハ直ニ鐵道抵當原簿ニ競賣申立ノ登錄ヲ爲スヘキ旨ヲ監

督官廳ニ囑託スヘシ(大八ノ四法五六)

監督官廳ニ於テ前項ノ囑託ヲ受ケタルトキハ直ニ登錄ヲ爲シ其ノ旨ヲ裁判所ニ通知スヘシ(大八ノ四法五六)

第四十七條 裁判所カ競賣手續開始ノ決定ヲ爲シタルトキハ官報ヲ以テ租稅其ノ他ノ公課ヲ主管スル官廳及公署ニ

對シ一定ノ期間内ニ鐵道財團ノ所有者ニ對スル權利ノ有無及其ノ限度ヲ申出ツヘキ旨ヲ公告スヘシ

第四十八條 裁判所ハ監督官廳ノ意見ヲ聽キ鑑定人ヲ選定シ競賣ニ付スヘキ鐵道財團ヲ評價セシメ其ノ評價額ヲ以

テ最低競賣價額ト爲スヘシ(大八ノ四法五六)

第四十九條 裁判所ハ競賣期日ヲ定メ官報ヲ以テ之ヲ公告スヘシ

前項ノ公告ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 競賣ニ付スヘキ鐵道財團ノ表示

二 競賣期日ノ場所、日時及入札締切ノ時

三 最低競賣價額

四 競落期日ノ場所及日時

五 執行記録ヲ閱覽シ得ヘキ場所

第五十條 削除(大八ノ四法五六)

第五十一條 鐵道事業ヲ營ム者ニ非シテ競賣ニ如入スル者ハ競賣ノ申込ト共ニ保證トシテ最低競賣價額百分ノ五ニ相當スル金額ヲ現金又ハ有價證券ヲ以テ供託スヘシ(大八ノ四法五六)

前項ノ規定ハ競買人ニシテ抵當權者カ之ニ加ハルモノニ付テハ其ノ債權額カ最低競賣價額ノ百分ノ五以上ニ相當スル場合ニ限り之ヲ適用セス

第五十二條 競賣ハ入札ノ方法ヲ以テ之ヲ行フ

第五十三條 裁判所ハ競買人ノ面前ニ於テ入札ヲ開封スヘシ

競落ト爲ルヘキ同價額ノ入札二箇以上アルトキハ裁判所ハ同價額ノ競買人ヲシテ直ニ再度ノ入札ヲ爲サシムヘシ

再度ノ入札ヲ爲スモ仍同價額ノ入札アルトキハ裁判所ハ直ニ抽籤ヲ以テ最高價競買人ヲ定ムヘシ

第五十四條 削除(大八ノ四法五六)

第五十五條 競賣期日ニ於テ入札ナキトキ、許スヘキ入札ナキトキ又ハ最低競賣價額ニ達スル入札ナキトキハ裁判所ハ職權ヲ以テ更ニ競賣期日ヲ定ムヘシ

前項ノ場合ニ於テ裁判所ハ鑑定人ノ意見ヲ聽キ最低競賣價額ヲ低減スルコトヲ得

第五十六條 入札ハ之ヲ變更シ又ハ取消スコトヲ得ス

入札ハ其ノ入札ヲ爲シタル競賣人以外ノ者ニ競落ヲ許ス決定カ確定シタルトキ競落ヲ許ササル決定カ確定シタルトキ又ハ競落ヲ爲サスシテ競賣手續ヲ終了シタルトキハ其ノ效力ヲ失フ

第五十七條 裁判所ハ最高價競買人ノ名稱及其ノ競買價額ヲ表示シ競賣ノ終局ヲ告知スヘシ

第五十八條 裁判所ハ競賣ニ關スル調書ヲ作成シ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 競賣ニ付セラレタル鐵道財團ノ表示

二 競賣申立人ノ表示

三 入札及開札ノ日時

四 總テノ競買價額及競買人ノ名稱、住所又ハ入札ナキコト、許スヘキ入札ナキコト若ハ最低競賣價額ニ達スル入札ナキコト並第五十三條第二項又ハ第三項ノ手續ヲ爲シタルコト

五 競賣ノ終局ヲ告知シタル日時並最高價競買人ノ名稱及其ノ競買價額

第五十九條 裁判所ハ競落期日ニ出頭シタル債務者、鐵道財團ノ所有者、抵當權者及競買人ニ競落ノ許可ニ付陳述ヲ爲サシムヘシ

第六十條 強制競賣申立ノ取下若ハ強制執行ノ取消アリタル場合又ハ第四十八條乃至第五十三條若ハ第五十七條ノ規定ニ違反シテ競賣ヲ爲シタル場合ニ限り債務者、鐵道財團ノ所有者、抵當權者又ハ競賣人ハ競落ノ許可ニ付異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得(大八ノ四法五六)

第六十一條 裁判所ハ異議ノ申立ヲ正當トスル場合ニ於テ更ニ競賣ヲ許スヘキトキハ職權ヲ以テ競賣期日ヲ定ムヘシ

前項ニ依リ競賣期日ヲ定ムル場合ノ外競落ノ許否ハ決定ヲ以テ之ヲ言渡スヘシ

第六十二條 競落ノ許可ニ付異議ノ申立ヲ爲シタル者ハ第六十條ニ掲ケタル理由アル場合ニ限り競落ヲ許ス決定ニ對シ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

競落期日ニ出頭シ競落ノ許可ニ付異議ノ申立ヲ爲ササル者ハ競落ヲ許ササル理由ナキ場合ニ限り競落ヲ許ササル

對シ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

競落期日ニ出頭シ競落ノ許可ニ付異議ノ申立ヲ爲ササル者ハ競落ヲ許ササル理由ナキ場合ニ限り競落ヲ許ササル

對シ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

決定ニ對シ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

抗告ハ執行停止ノ效力ヲ有ス

第六十三條 裁判所ハ競落ニ關スル調書ヲ作成スヘシ

第六十四條 競落ヲ許ス決定カ確定シタルトキハ裁判所ハ其ノ決定ノ謄本ヲ監督官廳ニ送付スヘシ(大八ノ四法五六)

第六十五條 競落代金ハ競落ヲ許ス決定カ確定シタル日又ハ第七十三條ノ認可ヲ受クルコトヲ要スル者ニ在リテハ其ノ許可ヲ受ケタル日ヨリ一週間以内ニ之ヲ裁判所ニ支拂フヘシ但シ債權者カ競落人タル場合ニ於テハ自己カ競落代金中ヨリ受取ルヘキ金額ヲ控除シ其ノ殘額ノミヲ支拂フヲ以テ足ル(大八ノ四法五六)

第六十六條 競落代金ノ支拂アリタルトキハ競賣ニ付セラレタル鐵道財團ニ關スル權利ハ競落人ニ、競落人カ會社ノ發起人ナルトキハ其ノ競落人ニ依リテ發起セラレタル會社ニ移轉ス(大八ノ四法五六)

抵當權ハ前項ニ依リ鐵道財團ニ關スル權利カ移轉シタルトキニ消滅ス

第六十七條 第七十三條ノ許可ヲ受ケサルトキ、第七十三條ノ期間内ニ許可ノ申請ナキトキ又ハ第六十五條ノ期間内ニ競落代金ノ支拂ナキトキハ裁判所ハ職權ヲ以テ競落ヲ許ス決定ヲ取消シ更ニ競賣期日ヲ定ムヘシ(大八ノ四法五六)

前項ニ依リ競落ヲ許ス決定カ取消サレタルトキハ許可ハ取消サレタルモノトス競落人ハ新競賣ニ加入スルコトヲ得ス且新競賣ニ於ケル競落代金カ最初ノ競落代金ヨリ少ナキトキハ其ノ不足額及手續ノ費用ヲ賠償スヘシ

第六十八條 裁判所ハ競落代金ノ中ヨリ順次ニ競賣ノ費用及租稅其ノ他ノ公課ヲ控除シ其ノ殘額ハ抵當權ノ順位ニ

從ヒ之ヲ抵當權者ニ配當シ仍殘餘アルトキハ之ヲ鐵道財團ノ所有者ニ交付スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ裁判所ハ其ノ旨ヲ監督官廳ニ通知シ競賣申立ノ登録ノ抹消ヲ囑託スヘシ(大八ノ四法五六)

監督官廳ニ於テ前項ノ囑託ヲ受ケタルトキハ左ノ手續ヲ爲スヘシ(大八ノ四法五六)

一 第四十六條第二項ニ依リテ爲シタル登録及抵當權ノ登録ヲ抹消スルコト

二 競落ヲ許ス決定アリタルコトヲ管轄登記所ニ通知シ競落人又ハ競落人ニ依リテ發起セラレタル會社カ取得シタル不動産ニ關スル權利ノ登記並第十一條第二項ニ依リテ效力ヲ失ヒタル登記ノ抹消ヲ囑託スルコト

第六十九條 競落ヲ爲サスシテ競賣手續ヲ終了シタルトキハ裁判所ハ其ノ旨ヲ監督官廳ニ通知シ競賣申立ノ登録ノ抹消ヲ囑託スヘシ(大八ノ四法五六)

監督官廳ニ於テ前項ノ囑託ヲ受ケタルトキハ第四十六條第二項ニ依リテ爲シタル登録ヲ抹消スヘシ(大八ノ四法五六)

第七十條 裁判所ハ二回以上競賣期日ヲ開始シタルモ入札ナキトキ、許スヘキ入札ナキトキ又ハ最低競賣價額ニ達スル入札ナキトキハ抵當權者ノ同意アル場合ニ限り競賣ニ付シタル鐵道財團ヲ箇箇ノモノトシテ競賣ニ付スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ裁判所ハ抵當權者ノ意見ヲ聽キ鐵道財團ニ屬スルモノヲ分割シテ競賣ニ付スルコトヲ得

第七十一條 前條ノ競賣ニ關シテハ第四十八條、第四十九條、第五十二條乃至第六十六條、第六十七條第一項、第三項、第六十八條及第六十九條ノ規定ヲ準用ス

競買人ハ競買ノ申込ト共ニ保證トシテ最低競賣價額百分ノ五ニ相當スル金額ヲ現金又ハ有價證券ヲ以テ供託スヘ

シ

第七十二條 削除(大八ノ四法五六)

第七十三條 競落人カ政府ニ非サル場合ニ於テハ競落ヲ許ス決定カ確定シタル日ヨリ三箇月内ニ許可ヲ申請スヘシ(大八ノ四法五六)

第七十四條 競落人カ會社ノ發起人ナルトキハ前條ノ許可ノ申請ニハ定款及會社ノ設立登記謄本ヲ添附スヘシ(大八ノ四法五六)

第七十五條 削除(大八ノ四法五六)

第七十六條 監督官廳ハ第七十三條及第七十四條ノ規定ニ依ル申請アリタルトキハ許可スヘシ(大八ノ四法五六)

第七十七條 第七十三條ノ許可ハ競落人又ハ競落人ニ依リテ設立セラレタル會社カ競落代金ヲ支拂ヒタルトキニ其ノ效力ヲ生ス(大八ノ四法五六)

第七十三條ノ許可カ效力ヲ生シタルトキハ競落人又ハ競落人ニ依リテ設立セラレタル會社ハ免許ニ屬スル權利及義務ヲ承繼ス(大八ノ四法五六)

第七十八條 強制管理ニ付テハ第四十三條、第四十五條乃至第四十七條ノ規定ヲ準用ス

第七十九條 強制管理開始ノ決定確定シタルトキハ裁判所ハ其ノ決定ノ謄本ヲ監督官廳ニ送付スヘシ(大八ノ四法五六)

第八十條 前條決定ノ謄本ノ送付アリタルトキハ監督官廳ハ一人又ハ數人ノ管理人ヲ選任スヘシ但シ強制管理ノ申立人ハ適當ノ人ヲ推薦スルコトヲ得(大八ノ四法五六)

商事會社ハ管理人タルコトヲ得

第八十一條 監督官廳ハ管理人ヲ監督シ、管理方法ニ付指揮ヲ爲シ且管理人ニ與フヘキ報酬ノ額ヲ定ムヘシ(大八ノ四法五六)

監督官廳ハ前項ニ掲ケタル事項ニ付債務者、鐵道財團ノ所有者、抵當權者及鑑定人ノ意見ヲ聽クコトヲ得(大八ノ四法五六)

監督官廳ハ管理人ニ擔保ヲ供スヘキコトヲ命シ又ハ之ヲ解任スルコトヲ得(大八ノ四法五六)

第八十二條 監督官廳カ管理人ヲ任免シタルトキハ其ノ旨ヲ債務者、鐵道財團ノ所有者、抵當權者及裁判所ニ通知スヘシ(大八ノ四法五六)

第八十三條 鐵道財團ノ所有者カ管理人選任ノ通知ヲ受ケタルトキハ直ニ鐵道財團ヲ管理人ニ引渡スヘシ
管理人ハ鐵道財團ノ所有者ニ對シ管理ニ必要ナル書類其ノ他ノ物ノ引渡ヲ求ムルコトヲ得
鐵道財團ノ所有者カ前二項ノ引渡ヲ爲ササルトキ裁判所ハ管理人ノ申立ニ因リ執達吏ヲシテ其ノ引渡ヲ爲サシムヘシ

第八十四條 強制管理ノ申立人ハ管理人ノ請求ニ因リ管理ノ費用ヲ立替支辨スヘシ

第八十五條 管理人ハ鐵道財團ノ管理及收益ニ付必要ナル裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲スヘシ

第八十六條 鐵道財團ノ管理ニ付官廳ニ對スル取締役ノ責任ハ管理人ノ之ヲ負フ

第八十七條 管理人ハ每營業年度ノ終ニ於テ鐵道財團ノ收入ヨリ順次ニ管理ノ費用、管理人ノ報酬及租稅其ノ他ノ公課ヲ控除シ其ノ殘額ヲ抵當權者ニ交付スヘシ

第八十八條 管理人ハ毎營業年度ノ終ニ於テ計算報告書ヲ監督官廳ニ差出スヘシ(大八ノ四法五六)
監督官廳ハ前項計算報告書ノ謄本ヲ債務者、鐵道財團ノ所有者及抵當權者ニ送付シ且一定ノ期間内ニ異議アラハ之ヲ申出ツヘキ旨ヲ催告スヘシ(大八ノ四法五六)

前項ノ期間内ニ異議ヲ申出テサリシ者ハ計算ヲ承認シタルモノト看做ス
異議ヲ申出テタル者アリタルトキハ監督官廳ハ管理人ノ陳述ヲ聽キタル後之ヲ裁定ス此ノ裁定ハ終局トス(大八ノ四法五六)

第八十九條 管理人ハ前條第二項ノ期間ヲ過キ又ハ前條第四項ノ裁定ヲ經タル後ニ非サレハ抵當權者ニ對シ配當額ノ交付ヲ爲スコトヲ得ス

管理人カ配當額ノ交付ヲ爲シタルトキハ抵當權者ノ名稱及配當額ヲ監督官廳及裁判所ニ通知スヘシ(大八ノ四法五六)

第九十條 強制管理ノ取消ハ裁判所ノ決定ヲ以テ之ヲ爲ス

強制管理ノ申立ヲ爲シタル抵當權者カ辨濟ヲ受ケタルトキハ裁判所ハ強制管理人ノ取消ヲ命スヘシ

強制管理ノ申立人カ管理費用ノ立替支辨ヲ爲ササルトキハ裁判所ハ管理人ノ申立ニ因リ強制管理ノ取消ヲ命スルコトヲ得

第九十一條 前條第二項ノ場合ニ關シテハ第六十八條第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス

前項ノ場合ヲ除クノ外強制管理ノ取消ニ關シテハ第六十九條ノ規定ヲ準用ス

第四章 罰 則

第九十二條 左ノ場合ニ於テハ取締役又ハ管理人ヲ十圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

一 本法ニ定メタル裁定ヲ遵守セザルトキ

二 第九條ノ規定ニ違反シタルトキ

三 第二十條又ハ第二十一條ノ催告ヲ爲ササルトキ

四 登録ニ關シ不正ノ申請ヲ爲シタルトキ又ハ第三十一條ノ登録ノ申請ヲ爲ササルトキ

五 鐵道財團目錄ニ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ、第三十四條ノ届出ヲ爲ササルトキ又ハ不正ノ届出ヲ爲シタルトキ

六 管理方法ニ付監督官廳ノ命令ニ違反シタルトキ(大八ノ四法五六)

七 第八十八條ノ計算報告書ヲ差出ササルトキ又ハ不正ノ報告ヲ爲シタルトキ

八 配當額ノ交付ヲ爲ササルトキ又ハ第八十七條若ハ第八十九條第一項ノ規定ニ違反シテ配當額ノ交付ヲ爲シタルトキ

九 第八十九條第二項ノ通知ヲ爲ササルトキ

第九十三條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前條ニ定メタル過料ニ之ヲ準用ス

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(明治三十八年六月勅令第百八十六號ヲ以テ同年七月一日ヨリ施行)

第三 軌道ノ抵當ニ關スル件 (明治四十二年四月十三日法律第二十八號)

第一條 軌道ノ抵當ニ關シテハ本法ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外鐵道抵當法ヲ準用ス

第二條 軌道財團ハ左ニ掲クルモノニシテ軌道財團ノ所有者ニ屬スルモノヲ以テ之ヲ組成ス

一 軌道線路、其ノ他ノ軌道用地及其ノ上ニ存スル工作物並之ニ屬スル器具機械

二 工場、倉庫、厩舎、發電所、變壓所、配電所、事務所、舍宅其ノ他工事又ハ運輸ニ要スル建物及其ノ敷地並之ニ屬スル器具機械

三 用水ニ關スル工作物及其ノ敷地並之ニ屬スル器具機械

四 軌道用通信、信號又ハ送電ニ要スル工作物及其ノ敷地並之ニ屬スル器具機械

五 前四號ニ掲ケタル工作物ヲ所有シ又ハ使用スル爲他人ノ不動産ノ上ニ存スル地上權、登記シタル賃借權及前

四號ニ掲ケタル土地ノ爲ニ存スル地役權

六 車輛及馬匹並之ニ屬スル器具機械

七 保線其ノ他ノ修繕ニ要スル材料及器具機械

軌道營業者カ軌道ニ要スル電氣ノ餘力ヲ以テ電氣供給ノ業ヲ營ム場合ニ於テハ其ノ供給ノ爲要スル第二號乃至第五號及第七號ニ掲ケタルモノヲ軌道財團ニ屬セシムルコトヲ得

第三條 公共團體カ軌道及附屬物件ヲ買上ケタル場合ニ於テハ鐵道抵當法第二十六條ノ規定ヲ準用ス

特許ニ附シタル條件ニ依リ軌道財團ニ屬スルモノヲ無償ニテ國又ハ公共團體ニ引渡スヘキトキハ其ノ財團ヲ目的トスル抵當權ハ消滅ス

第四條 軌道營業者カ株式會社ニ非サル場合ニ於ケル軌道ノ抵當ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(明治四十二年七月勅令第九十一號ヲ以テ同年七月二十二日ヨリ施行)

第四 鑛業抵當法 (明治三十八年三月十三日) (法律第五十五號)

第一條 採掘權者ハ抵當權ノ目的ト爲ス爲鑛業財團ヲ設クルコトヲ得

第二條 鑛業財團ハ左ニ掲クルモノニシテ鑛業ニ關シ同一採掘權者ニ屬スルモノノ全部又ハ一部ヲ以テ之ヲ組成スルコトヲ得

一 鑛業權

二 土地及工作物

三 地上權及土地ノ使用權

四 賃貸人ノ承諾アルトキハ物ノ賃借權

五 機械、器具、車輛、船舶、牛馬其ノ他ノ附屬物

第三條 鑛業財團ニ付テハ工場抵當法中工場財團ニ關スル規定ヲ準用ス

第四條 採掘權取消ノ登録アリタルトキハ鑛山監督署長ハ直ニ之ヲ抵當權者ニ通知スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ抵當權者ハ直ニ其ノ權利ヲ實行スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ抵當權ヲ實行セムトスルトキハ抵當權者ハ第一項ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ六箇月内ニ其ノ手續ヲ爲スヘシ

採掘權ハ前項ノ期間内又ハ抵當權實行ノ終了ニ至ル迄抵當權實行ノ目的ノ範圍内ニ於テ仍存續スルモノト看做ス

競落人又ハ競落人ニ依リテ設立セラレタル法人ハ採掘權取消ノ登録アリタルトキニ於テ採掘權ヲ讓受ケタルモノト看做ス

前二項ノ規定ハ錯誤ニ因リ鑛業ノ出願カ許可セラレタル場合又ハ鑛業カ公益ヲ害スルモノト認メラレタル場合ニ於ケル採掘權ノ取消ニ關シテハ之ヲ適用セス

第五條 前條ノ規定ハ採掘權者カ廢業シタル場合ニ之ヲ準用ス

第六條 競賣ニ付セラレタル鑛業ヲ目的トシ帝國法律ニ從ヒ法人ヲ設立セムトスル者カ競賣ニ加入スルトキハ競買ノ申込ト同時ニ其ノ旨ヲ執行裁判所ニ申出ツヘシ

前項ノ規定ニ依リ競賣ニ加入スル者ハ競買ノ申込ニ關シテハ連帶シテ其ノ責ニ任ス

第七條 鑛業財團ノ競落人カ前條第一項ノ規定ニ依リ競賣ニ加入シタル者ナルトキハ競落ヲ許ス決定カ確定シタル日ヨリ三箇月内ニ法人ヲ設立シ之ヲ執行裁判所ニ届出ツヘシ

第八條 前條ノ競落人ハ法人設立ノ日ヨリ一週間以内ニ競落代金ヲ執行裁判所ニ支拂フヘシ但シ債權者カ競落人タル場合ニ於テハ自己カ競落代金中ヨリ受取ルヘキ金額ヲ控除シ其ノ殘額ノミヲ支拂フヲ以テ足ル

第九條 前條ノ規定ニ依リ競落代金ノ支拂アリタルトキハ競賣ニ付セラレタル鑛業財團ノ所有權ハ競落人ニ依リテ設立セラレタル法人ニ移轉ス

第十條 第七條ノ期間内ニ法人設立ノ届出ナキトキ又ハ第八條ノ期間内ニ競落代金ノ支拂ナキトキハ執行裁判所ハ職權ヲ以テ鑛業財團ノ再競賣ヲ命スヘシ

前項ノ再競賣ニ關シテハ民事訴訟法第六百八十八條ノ規定ヲ準用ス

第十一條 工場抵當法中工場財團ニ關スル罰則ハ鑛業財團ニ關シ之ヲ準用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(明治三十八年六月勅令第百八十八號ヲ以テ同年七月一日ヨリ施行)

第五 漁業財團抵當法 (大正十四年三月 法律第九號)

第一條 漁業權若ハ其ノ登録シタル賃借權ヲ有スル者、漁業ノ用ニ供スル登記シタル船舶ヲ有スル者又ハ水産物ノ養殖場ヲ有スル者ハ之ニ付抵當權ノ目的ト爲ス爲漁業財團ヲ設クルコトヲ得

第二條 漁業財團ハ左ニ掲クルモノニシテ同一人ニ屬スルモノノ全部又ハ一部ヲ以テ之ヲ組成スルコトヲ得

一 漁業權又ハ其ノ登録シタル賃借權

二 船舶並其ノ屬具及其附屬設備

三 土地及工作物

四 地上權及土地若ハ水面ノ使用又ハ引水若ハ排水ニ關スル權利

五 漁具及副漁具

六 機械、器具其ノ他ノ附屬物

七 物ノ賃借權

八 工業所有權

前項ノ權利ニシテ其ノ移轉ニ付行政官廳ノ許可又ハ認可ヲ要スルモノニ付テハ其ノ許可又ハ認可ヲ、賃借權ニ付

テハ貸貸人ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ之ヲ漁業財團ニ屬セシムルコトヲ得ス

第三條 漁業權又ハ其ノ登録シタル賃借權カ漁業財團ニ屬スル場合ニ於テハ抵當權ハ其ノ漁場ニ定着シタル工作物ニ及フ

船舶カ漁業財團ニ屬スル場合ニ於テハ抵當權ハ其ノ船舶ノ屬具ニ及フ

前二項ノ規定ハ設定行爲ニ別段ノ定アルトキ又ハ民法第四百二十四條ノ規定ニ依リ債權者カ債務者ノ行爲ヲ取消スコトヲ得ル場合ニハ之ヲ適用セス

第四條 漁業權ニ付漁業財團ニ設定シタル場合ニ於テ其ノ漁業免許ノ取消アリタルトキハ其ノ處分ヲ爲シタル行政官廳ハ直ニ之ヲ抵當權者ニ通知スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ抵當權者ハ其ノ權利ヲ實行スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ抵當權ヲ實行セムトスルトキハ抵當權者ハ第一項ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ六月内ニ其ノ手續ヲ爲スヘシ

漁業權ハ前項ノ期間内又抵當權實行ノ終了ニ至ル迄抵當權實行ノ目的ノ範圍内ニ於テ仍存續スルモノト看做ス

競落ヲ許ス決定カ確定シタルトキハ漁業免許ノ取消ハ其ノ效力ヲ生セザリシモノト看做ス

前四項ノ規定ハ水産物ノ蕃殖保護、船舶ノ航行碇泊繁留、水底電線ノ敷設若ハ國防其ノ他ノ軍事上必要アル場合、公益上害アル場合又ハ錯誤ニ依リ漁業ノ免許カ與ヘラレタル場合ニ於ケル漁業免許ノ取消ニ關シテハ之ヲ適用セス

第五條 前條第一項ノ規定ハ漁業權ノ登録シタル賃借權ニ付漁業財團ヲ設定シタル場合ニ於テ其ノ漁業免許ノ取消

アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第六條 漁業財團ニ付テハ本法ニ規定セルモノ及罰則ヲ除クノ外工場抵當法中工場財團ニ關スル規定ヲ準用ス但シ

工場抵當法第十七條及第四十五條ノ規定ノ準用ニ付テハ漁業權又ハ其ノ登録シタル賃借權ハ其ノ漁場ニ最近キ沿岸ノ屬スル市町村又ハ之ニ相當スル行政區劃漁業ノ用ニ供スル登記シタル船舶ハ其ノ船籍港ヲ以テ其ノ所在地ト看做ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（勅令第二百四十四條ヲ以テ大正十四年七月六日ヨリ施行）

第六 運 河 法

第一條 一般運送ノ用ニ供スル目的ヲ以テ運河ヲ開設セムトスル者ハ内務大臣ノ免許ヲ受クヘシ

第二條 免許ヲ受ケタル者ハ内務大臣ノ指定シタル期間内ニ工事設計ノ認可ヲ地方長官ニ申請スヘシ

第三條 國、公共團體又ハ行政廳ノ許可ヲ受ケタル者ニ於テ運河ニ接続若ハ接近シ又ハ之ヲ横斷シテ河川、溝渠、道路、橋梁、鐵道、軌道其ノ他公共ノ用ニ供スルモノヲ造設スルモ免許ヲ受ケタル者ハ運河ノ效用ニ妨ナキ限り之ヲ拒ムコトヲ得ス

前項ノ場合ニ於テ内務大臣又ハ地方長官ハ公益上必要ト認ムルトキハ免許ヲ受ケタル者ニ命シ接続、横斷ノ場所ニ於ケル設備ヲ共用ニ供セシメ又ハ之ヲ變更セシムルコトヲ得

第四條 前條第一項ノ場合ニ於テ運河ノ效用ニ妨アリヤ否ニ付爭アルトキ又ハ同條第二項ノ場合ニ於テ設備ノ共用

若ハ變更ニ要スル費用ノ負擔ニ付協議調ハサルトキハ地方長官之ヲ決定ス其ノ決定ニ不服アル者ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第五條 工事カ其ノ設計又ハ免許、許可若ハ認可ノ條件ニ違反スルトキハ地方長官ハ其ノ改築、除却又ハ停止ヲ命スルコトヲ得

第六條 工事ノ全部又ハ一部竣功シ運送ヲ開始セムトスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

第七條 免許ヲ受ケタル者ハ通航料其ノ他運河使用ニ關スル規程ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

地方長官ニ於テ公益上必要ト認ムルトキハ前項ノ規程ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第八條 内務大臣又ハ地方長官ハ免許ヲ受ケタル者ヨリ事業ノ報告ヲ徵シ又ハ其ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得

第九條 内務大臣又ハ地方長官ハ免許ヲ受ケタル者ニ對シ運河及附屬物件ノ維持修繕ヲ命シ其ノ他公益上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第十條 運河及附屬物件ハ免許ノ效力存續スル間及其ノ效力消滅後一年間ハ内務大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ讓渡シ又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ス

第十一條 株式會社又ハ株式合資會社カ事業經營者タル場合ニ於テハ株式ノ第一回拂込金額ハ株金ノ十分ノ一迄下ルコトヲ得

第十二條 左ニ掲クルモノヲ以テ運河用地トス

- 一 水路用地及運河ニ屬スル道路、橋梁、堤防、護岸、物揚場、繫船場ノ築設ニ要スル土地
- 二 運河用通信、信號ニ要スル土地

三 上屋、倉庫等ノ建設ニ要スル土地

四 運河ニ要スル船舶、器具、機械ヲ修理製作スル工場ノ建設ニ要スル土地

五 職務上常住ヲ要スル運河従事員ノ駐在所等ニ要スル土地

前項第三號乃至第五條ニ掲クル土地ハ運河ニ沿ヒタルモノニ限ル

第十三條 明治四十二年法律第二十八號ハ運河ノ抵當ニ之ヲ準用ス

第十四條 運河財團ハ左ニ掲クルモノニシテ運河財團ノ所有者ニ屬スル者ヲ以テ之ヲ組成ス

一 水路其ノ他運河用地及其ノ上ニ存スル工作物並之ニ屬スル器具、機械

二 工場、上屋、倉庫、事務所、舍宅、其ノ敷地並之ニ屬スル器具、機械

三 運河用通信、信號ニ要スル工作物及其ノ敷地並之ニ屬スル器具、機械

四 前三號ニ掲クル工作物ヲ所有シ又ハ使用スル爲他人ノ不動産ノ上ニ存スル地上權、登記シタル賃借權及前三號ニ掲クル土地ノ爲ニ存スル地役權

五 運河ニ要スル船舶並之ニ屬スル器具、機械

六 運河ノ維持修繕ニ要スル材料及器具、機械

第十五條 國又ハ公共團體ハ免許ノ效力消滅シタル後運河開設ニ要シタル費用ヲ支拂ヒ其ノ運河及附屬物件ヲ買收スルコトヲ得但シ運河及附屬物件ニシテ開設當時ニ比シ價格ヲ減損シタルモノアルトキハ開設ニ要シタル費用ヨリ之ヲ控除ス

前項費用ノ範圍及金額ニ付協議調ハサリシトキハ地方長官之ヲ決定ス其ノ決定ニ不服アル者ハ内務大臣ニ訴願ス

ルコトヲ得

第十六條 國又ハ公共團體ニ於テ必要ト認ムルトキハ免許年限ノ滿了前ト雖運河及附屬物件ヲ買收スルコトヲ得
前項ノ買收價格ニ付協議調ハサルトキハ鑑定人ノ意見ヲ徵シ地方長官之ヲ決定ス其ノ決定ニ不服アル者ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第十七條 左ニ掲クル場合ニ於テハ免許ヲ取消スコトヲ得

一 法令又ハ法令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ

二 免許、許可若ハ認可ノ條件ニ違反シタルトキ

第十八條 工事竣功前免許ノ效力消滅シタル場合ニ於テハ地方長官ハ免許ヲ受ケタル者ニ對シ原狀ノ回復其ノ他必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

第十九條 前二條ノ場合ニ於テ同一路線ニ當リ運河ノ開設ヲ免許セラレタル者ハ運河及附屬物件ヲ買收スルコトヲ得

前項ノ買收價格ニ付協議調ハサルトキハ第十六條第二項ノ規定ニ依ル

本條ノ規定ハ運河財團ニ屬スルモノニハ之ヲ適用セス

附 則

第二十條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正二年十一月勅令第三百五號ヲ以テ同年十二月一日ヨリ施行)

第二十一條 本法施行前免許ヲ受ケタル運河ニ關シ本法ヲ適用スヘキ範圍ハ内務大臣之ヲ定ム

第二十二條 本法ノ適用ヲ受クル運河ノ用地ニシテ免許條件ニ依リ官有ニ歸屬シタルモノハ之ヲ運河經營者ニ下附スルコトヲ得

工場鐵道及鑛業抵當法論附錄 終

昭和四年六月十五日印刷
昭和四年六月二十日發行



發行所

工場・總發行所
定價貳圓貳拾錢

著者 栗柄 越夫

發行者 鈴木 利貞
東京市麹町區丸の内二ノ一八



印刷者 前田 宗松
東京市神田區表神保町一〇

東京・丸の内・昭和ビル

株式會社 日本評論社

電話丸の内(23) 四四四三三三
總發行所東京 一四四四一六番

— 行印社成文 —



591
130

f

